

塩尻市議会基本条例特別委員会会議録

日 時 平成22年6月1日(火) 午後1時30分

場 所 第一委員会室

協議事項

- 1 第4回特別委員会協議内容について
- 2 議会と市民の関係
- 3 議員とは・議会とは
- 4 地方分権について
- 5 その他

出席委員

委員長	金子 勝寿 君	副委員長	中村 努 君
委員	塩原 政治 君	委員	小野 光明 君
委員	中原 巳年男 君	委員	鈴木 明子 君
委員	丸山 寿子 君	委員	中野 長勲 君
委員	古厩 圭吾 君	委員	中原 輝明 君

欠席委員

なし

説明のため出席した職員

市民活動支援課長 清水 進 君

議会事務局職員

事務局長	酒井 正文 君	事務局次長	成田 均 君
議事調査係長	中野 知栄 君		

午後1時30分 開会

委員長 済みません、きょうはお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。第5回の基本条例特別委員会をこれより開催したいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは早速前回の委員会の経過書の説明からお願いしたいと思います。資料2枚目の2ページの第4回特別委員会協議内容というところを事務局より説明をお願いしたいと思います。

第4回特別委員会協議内容について

議事調査係長 平成22年5月13日の第4回特別委員会の協議内容ですけれども、(1)番としまして他市議会の基本条例概要について、視察に行かれた各議員より意見、感想をいただきました。(2)番としまして市長

との関係ということでこちらのほうですけれども、意見を幾つか自由に出していただきまして、首長と議会の関係を明確に示したほうが良いのではないかと。また議会の立場として、監視機能・二元性の強化が必要。待っていて審査するのではなく、議会からの提案、施策も必要である。また(3)番としまして今度は市民との関係について同じく自由に議論をしていただきました。その中で市の重要施策について、各地区での報告会はどのように行っているかという質問があり、その中で少なくとも各地区での報告くらいはやらないといけない。議会報告会として全体ですか、地元・地区など小さいところからなのではないか。また公平にお互いを知ってもらいたいという意欲はあるが、普段接点のある人は良いけれども、市民全体の中で接することのできない人との接点があり、機会をふやすことは非常に良いと思う。市民へ正しく情報が伝わっていないと感じることもあるという意見がありました。(4)番としまして今後の進め方についてということで、今回、次は梓・案を出していく。脱線しても良いのでいろいろな意見を出していくということで、協議が閉会となりました。以上です。

委員長 ありがとうございます。もう1枚こちら、細かくまとめたものをお手元に御用意しました。議論の内容を。特に2つの点でお話し合いをというか、フリー討論をさせていただきました。一つは市長との関係と議会、それと市民との関係。それで非常に市長との関係の中では行政へのチェックという面と、それから議会としての提案、さらに首長との関係をきちんと明記していくべきではないかといったところ、さらに市長と議会との関係を明確にした上で、なおかつ議会の中での議論の必要性といったところが主な論点であったということ。

それから2点目の議会と市民との関係というところでは、説明責任というキーワードがございました。どんなに伝えてもなかなか伝わっていない部分があると。また各議員それぞれ、もしくは地区単位で行っているものに加えて、議会全体としてやっていくことも、議会報告会としてやっていくことも必要ではないか。また議員自らの言葉で伝えることがやはり大切であるというところ。それからまた一方で、市民の思いとかを議会が形にしていくことも、また難しいことであるという課題の部分等もございました。

それですね、あとその他は一応ここに書いてあるように事務局の充実といった点がありましたが、きょうは前回の少し続きをさせていただきたいということで、議会と市民との関係をもう少し、若干お時間をいただいて議論をした後、本日の一番最初の資料のほうの議題のほうを設定させていただきました。委員長、副委員長とでお話し合いをして。協議事項の(1)は先ほどの前回の続き、引き続いて(2)は少し本質的な理論で恐縮ですが、議員とはどういうものか、議会とはどういうものかということをお聞き、少しまじめな議論になってしまうかもしれませんが、話し合っていたきたい。それから(3)地方分権というものをここに提示しました。いわゆる議会に対する市民と首長という要素の関係と、別にいわゆる時代の流れという外部環境について、どういう認識があってどういう理解が必要なのかなというところも話し合っていたいただければと思います。

議会と市民の関係

委員長 それですね、前回までの振り返ったところはこんな形なんです、市民と議員との接点のところ、各議員の支持者、後援会等との接点というのは密にあるんですが、いわゆるそういった議員との面識がない、もしくはなかなか行政との接点がないような市民とのかかわり合いというところで、どういう形で議会がそういう住民の声を取り入れていけばいいのかなというところを若干提起されたのですが、委員長と副委員長の打ち合わせの中で、少しその辺、行政側ではどういうとらえ方をしているのかなというところをちょっと聞いて、それを

材料に少し話をしたらいいんじゃないかというか、聞く必要があるんじゃないかというところで副委員長からその辺、いわゆるNPOとかですね、今なかなか市民団体等の行政に対する関係等について聞いたかどうかという提案がありましたので、少し副委員長から補足していただいて説明をお願いします。

副委員長 この間のお話でもそれぞれの皆さんが、それぞれの地元、地区、区でのお話をお聞きしました。また、後援会等の中での活動というもお聞きをしたわけですが、塩尻市が協働のまちづくりという言葉を使って、NPOだとかボランティアだとか、そういう枠にはまらない人たちも以前よりかなり行政にかかわってくるような感じを受けておまして、なかなかそういう皆さんと議員との接点、中にはそういう中に自ら入って活動をされている議員さんもおられますけれども、なかなかそういった接点が見出せないというようなことがあって、現状はどうか、どんな活動をしてどういう行政とのかかわり合いを持っているのかということ、認識として共有したいなということがありましたので御提案をさせていただきました。以上です。

委員長 副委員長のほうから、そういった行政側でNPOなり市民団体等との橋渡し役等を担っている職員をちょっとここに来てお話を聞きたいという提案ですが、30分ばかりの範囲で終わらせたいと思いますので、皆さんよろしゅうございますか。

中原輝明委員 誰が来るんだ。

委員長 清水課長さんが。市民活動。

丸山寿子委員 市民活動推進課じゃなくて。

中原輝明委員 どういう立場の人だ。

丸山寿子委員 市役所の職員です。

中原輝明委員 どういう立場の人が来るだ。何係の何だかとはっきり言わなければだめだ。そういうことを言わなきゃ。ただ来るって言ったって、どういう関係の人だ。

委員長 市民活動支援課の、清水さん。

議事調査係長 済みません、正副委員長とこの前お話を相談した中では、市民活動支援課の課長の清水進のほうから意見を聞いたかどうかということで、事務局と正副委員長の打ち合わせの中でそういう話があったものから、もし皆さんに御理解をいただけましたら、課長のほうに来ていただいてお話をさせていただくように、一応話はきょうしてはあります。

丸山寿子委員 市内の状況みたいなこと。

委員長 もう少し申し上げますと議員の支持者以外、もちろん支持者とコンタクトを持つことが多いですが、それを持っていない市民もいらっしやると。その人達がいわゆるどういう実態であったり、最近新しく出てきたここ10年ぐらいで出てきた流れなんですけど、そういうのでどういう状況なのかなというのを少しお聞きして、その中で皆さんでまたちょっと論点にしていきたいなと、していかなければならないというところで招聘したいというところなんです。説明としては。

中原輝明委員 よし、ほいじゃあちょっと1点だけおれちょっと。うちらがこの間25、26、27日と行って来たが、長崎県の大村市と諫早市で。それで大村市は平成20年の12月に基本条例を制定して、反対が3人あったって、決をとって。ただ議員の外へ出た接点の問題は、市民が全然集まらないというだ、どうやっても。それで市が広報へ入れて流しても集まらねえし、いけなんで行政の連絡長みたいなのを通じて各4ブロックに分

けてやったようだが、出なんで困るって。ほいで来る人は市長部局の関係者のみ。どうしても集まるのが、どうすりゃいいかというのがやっているのが、割合それにどうしても関心がねえだな、今のこの世の中で。ただ塩尻の市民があるかねえかってのは、これは一番の問題点だと思うだこれ。その辺を掘り起こすにはどうすりゃいいかってのが1点と。それともう一つは議員の資質がうんと問われてるって、資質の問題であるってこういうことを言ったわ。その辺は市としてね、とにかく人が集まってもらわなきゃ困るもんで。その辺をよく考えて、清水君が来て話を聞くはいいが、我々自身もしっかりしねえと。ね、ただ集まってくれじゃなく。ほいで市長部局の例えば市長みたいな行政の連絡長みたいな、関係者が集まったっきりで意見するのは一般論は出ねえわけ。行政の中の連中との話をするにおいて。その辺をうまくやっていかねえとおれはまずいと思う。それだけだわ。

委員長 ありがとうございます。

中原輝明委員 ほいじゃあ来てもらってください。おれはいいで。

委員長 それでは済みません。

議事調査係長 はい。

中原輝明委員 まあ塩尻の衆が集まりゃいいが集まらねえって、全然人が。2、3人の時があって困っちゃって、ほいでみんな広報からみんなに流したがいけなんで、連絡長みたいなのを通じて、まあ集まってくるとこういうわけとやって、10人が20人集まって。20人が最高だって言ったわ。4ブロックに分けて。そいで諫早は今研究中でこれからやると。

委員長 諫早は。

中原輝明委員 大村市は14万5,000人くらいの人口なもんで、うちの倍くらいだわ。

副委員長 自治会をお願いして当て職で集めると、関心のないことには来ないので。だから関心のあることということになると、例えば一つの事業の推進派の人たちとか、そういう人しか来ないような気もするんだけど。

中原輝明委員 そこをなんとかして出してやらねえと、いけねえ。

委員長 はい済みません、それでは30分。10分ぐらいかな。清水課長ありがとうございます。10分くらいを目途に一応の間お話したとおりですが、一つお聞きしたいことは、いわゆるNPO、市民団体等の部分を含めて、市民の行政に対して、NPOなり市民団体と言われる方々がどういった要望があったり、またこれまでの地域単位であった形から少し変わってきた部分があるという部分も含めて現状の部分、御自身の業務の部分を含めて御説明をいただければと思います。

市民活動支援課長 本日は議会基本条例特別委員会へお招きありがとうございます。日頃私のほうは市民活動の支援ということで、どちらかという市民の皆さんの意識の改革の部分も含めまして、主体的にこれからの公益を行政と一緒にパートナーとなって進めていっていただくという、そういう方々、市民、あるいは団体の支援をしていくということを主なミッションとして活動をしてまいります。今お手元にちょっと資料をお配りしていただければありがたいと思うのですけれども、ちょっとお話だと見えない部分がありますので。

小野光明委員 それでパワーポイントをつくってある。そういうパソコンじゃないの、これ。そのためのパワーポイントじゃないの。

委員長 それは違う。

市民活動支援課長 じゃあつくってくればよかったですね。済みません。

委員長 そうですね、済みません、ちょっと打ち合わせができてない。

市民活動支援課長 じゃあ、座らせていただいてよろしいですか。

委員長 どうぞ。

市民活動支援課長 済みません。お手元の1枚ペラでお配りした資料で、この資料を10分程度お時間をいただけるということですので、10分間この資料を説明させていただいて、後ほど御質問等がございましたら答えられる分を答えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

お手元に配りました資料ですけれども、これは第四次塩尻市総合計画の中で10年後、平成17年に基本計画をつくりましたので10年後を目指す都市像を、ともに築く自立と創造の田園都市ということで塩尻市全体の目標ということで進めています。その中で特に(1)番ですけれども、多様化した市民ニーズ、あるいは地域課題を解決していくために、今まで行政が担っていた公益というものを多様な主体による協働のまちづくりを推進することによって、住みよいまちづくりをしていくということが確認をされております。その中で私どもの組織が立ち上がりまして、今まで事業を展開してきたところです。

これからの公益というところでは、市民あるいは市民組織、企業と協働して地方分権時代に対応した自立した地方自治体を目指すというところが大変大きいと思います。その中でまず確認をしておかなければいけないのは、地方分権と言いながらもどうしても役所頼み、あるいは国、県等を頼りにするという部分が、今まで日本の中では非常に大きかったと思います。けれども、これからは自分たちで考えて自分たちで決めて責任を持って実行すると、できるところから始めるというのがうちのモットーですけれども、そのために大変意識改革が大切だろうというふうに考えています。ただ意識改革といってペーパーを何回配ってもなかなか人の意識は変わらないというのは現状だと思いますので、行動を、あるいは実践をする中でそういう部分を支援していければということで今までやってきました。

多様な主体が担う役割というのが、この基本構想、基本計画の中で出ています。一つには市民の担う役割、もう一つは企業の担う役割、もう一つ行政の担う役割ということで、その意識改革を求めていますけれども、市民の担う役割の一つとしまして、黒ポツの3番目ですけれども、市民公益活動団体、新しく今までなかなかボランティア団体等は社会福祉協議会のボランティアグループ等、さまざまな活動をしていましたけれども、時代の中で市民公益活動団体、特に代表されるのが後ほど説明しますけれどもNPO法人、法人格を取得して活動する団体が現れてきたということが時代背景としてございます。そうした市民公益活動団体が、行政や企業にはできない機動的できめ細かい公益サービスを提供する。そこと行政とパートナーシップで住みよいまちづくりを進めていくというのが、非常にうちの市民活動支援課としては大きいところで、今まで業務を展開してまいったところです。行政の担う役割としては協働の基盤づくりと人材育成、担い手の支援ということがあります。この中に今検討をさせていただいています議会の役割等をどの位置に位置づけるかというのは非常に大きい、塩尻市の総合計画の中でどう位置づけるかというのは大きいところかと思われましたので、若干多様な主体の囲いの中を説明させていただきます。

2番目としまして、塩尻市では市民活動団体の現状についてはどうかというお話をいただいておりますので、若干雑ぱくに御説明をさせていただきたいと思っております。(1)番ですけれども特定非営利活動促進法が制定された

のが平成10年です。ですから10何年という経過が経っていますが、その法律の目的は、ボランティア活動を初めとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動ですけれども、これは17項目指定されていますが、これが特定というところですが、健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与するということが法律が制定されています。現在NPO法人数の状況ですけれども、全国で既に4万弱のNPO法人が活動をされているところです。長野県内で見ますと約800法人、それから塩尻市内でいきますと22法人ということになっています。ですから10年前にはなかったところなのですが、現在既にもう大きい社会的な公益を担う一つのセクターができあがっているのかなという状況にまでなっているところだと思います。

それでは塩尻市の市民活動団体の育成、支援、あるいは実際どういう事業を展開しているのかということで御説明をさせていただきたいと思いますが、(2)番です。協働のまちづくり提案公募事業というのを平成18年度から塩尻市では裏面になりますけれども、協働のまちづくり基金、市民あるいは企業の皆さんからまちづくりに使っていただきたいという寄附をいただきまして、基金を創設しました。それを活用しまして、市民から御提案いただいた公益的な事業に対して公開選考会という透明性を確保する中で、採択をして事業を進めてきたところです。これは塩尻市、どちらかというところと特色があることかなと思いますけれども、市民が資金を出してその資金を公開の場で選考して市民の活動に使うというところで、これは目的税金ではないのですけれども、そういう部分では非常に塩尻市の場合、他から注目をされている部分でもあります。ただ後ほど話しますが、こういう経済情勢ですので多くの寄附が集まるということはありませんので、今後この事業をどういうふうに進展させていくかというのが非常に大きい課題として残っています。

ざっと見ていきますと、予算額が決められていますので、大体年200万円。今年度、平成22年度も先日公開選考会を行ったわけですが、議会のほうで予算枠200万円を基金から取り崩して一般会計へ繰り入れさせていただきまして執行をするということで、今年度10件、今査定段階に入っているところです。ですから平成18年度からここ5年間で合計53事業を、主体的な自分たちで自分たちの課題を解決する、あるいは市民の幸せにつながる事業を提案をいただいて実施してきているところです。補助内容ですけれども、非常に予算的には開きがありますので、上限20万円というところで設定をさせていただいております。基準につきましてはそちらに書いてあるとおり、公益性とか自立性等ですけれども、これも他団体とも結構、他の自治体でも行っていますが、塩尻市の場合は他団体との連携ということを重視しています。7万人弱の自治体ですと、やっぱり団体でいろいろな事業を展開するのは非常に弱い部分がありますので、いろんな団体とつながることによって、多様な主体のネットワークをつけることによって課題を解決していくというまちづくりができればということで、この部分を重視しているところでもあります。内容につきましては多種多様です。福祉、環境、子育て、青少年、スポーツ、観光、情報、地域活性化等、実際に御提案いただいたのがNPO法人でいきますと8団体、任意団体で22団体から、過去ですね、御提案をいただいて採択をして応援金を交付しているところです。

成果につきましては主体的に地域課題を解決する担い手の育成ができてきているのではないかと、まあ5年間ですのでここで一たん検証をしていきたいとは思ってはおりますけれども、そんなところが見えてきたと。裏面でもう少し若干具体的な例を説明させていただいております。それから行政あるいは他団体、企業などとの連携協力も生まれてきているというところです。課題としましては、先ほどもお話したとおり、継続的な活動、事業展開がやはり任意団体であったりとかNPO法人でも資金繰りが非常に苦しいという中で、同じパートナー、公

益を担うパートナーとしてどういう形が一番いいのかというところが今後課題になるのかなというふうに考えています。

裏面を見ていただきたいのですが、これは5月15日号の広報をちょっとコピーしたので大変薄くて見にくくて申し訳ございませんけれども、協働のまちづくり基金を広報するとともに、実際にこの基金を活用してどういう事業が展開されたかというのを市民の皆さんにお知らせをするということで、これも情報提供あるいは情報の共有ということで、毎年載せているところですけども、平成21年度に実施した事業が11事業あります。例えば一番初めのNPO法人ですけども長野サマライズセンターさんは、観光ガイドで聴覚障害をお持ちの方々に携帯電話の文字情報を配信するという、企業のソフトバンクさんと実証実験という連携をとりまして、なおかつ市内の塩尻紹介ボランティアさんと連携をとり、またなおかつ聴覚の障害をお持ちの方とも連携をとって実施した事業であります。その他もろもろですけども、NPO法人、あるいは地域でいきますと昨年、右側上から2つ目ですが、郷原宿を愛する会ということで、郷原宿、本当に美しい今季節的にはちょうどいい通りなんですけれども、その中でいろいろ奈良井宿等あるんですが、そういうところが刺激になって郷原宿でも自分たちの資産を掘り起こして地域活性化をしていこうという動きが出ています。テーマ型のNPO法人の活動あるいは地域、自分たちの住んでいるところのもう一度宝を見直して、自分達の地域を自分たちでより良くしていこうという動きが出てきたのかなというふうに考えております。また前回自治会のほうのお話もあったと思うのですが、自治会の関係でいきますと、役員の任期がやはりあるので、なかなか継続的に地域の活性化、あるいは地域課題に取り組むというのは非常に難しい環境にありますので、そこを補完すると言いますか、する形で、地域で団体を起こして活動をしていると、そういう団体も出てきたということです。以上雑ぱくですけども、ここ過去5年ほどの市民活動団体の状況、あるいは私どもの行ってきた業務内容について御説明をさせていただきました。以上です。

委員長 ありがとうございます。まず何か質問があれば。

中原輝明委員 ちょっといい。誰かあるかい、ほかに。この今観光ってあるがさ、例えば小曾部の一番奥にあるのは芝桜、あれに3,000人ばかり来るだよ。ああいうものはどういう扱いしているの。市の担当者は。

市民活動支援課長 担当が非常にない部分がありまして、私も。

中原輝明委員 だで、おれの言いたいのはさ、皆さんはここに来てしゃべることはしゃべりまくってよ、それはいいけどさ、問題はそういう地域にあれだけ有名になって、そりゃすごいよ。ものすごく来るだよ。

市民活動支援課長 はい、私も毎年行っています。

中原輝明委員 ああいうものをいかにどうするかってことだね。ありゃただボランティアでやっているだ、あの人は、全く、全くの。あれだけの芝桜はこの辺にはないんじゃないの。テレビでも放映されたしさ。ああいうものを生かしてただ一つの団体にしても個人にしても、二、三千人を収容できるだけの観光ってことは大したものだよ。やっぱり塩尻にだってああいうものを目にして何かにしてやるべきじゃないの。あれは全くのボランティアだね。誰の手もかかってねえだ。それこそ、2人でやってるだ。ああいうのは大したものだよ。

委員長 大したものですね。

中原輝明委員 そういう扱いもまた考えてくれや、まあ。答えはいらねえで。

市民活動支援課長 そうですね、うちのほうもいくつか助成してくる中で、今、先日の協働のまちづくり推進

委員会の皆さんとお話ししましたのですけれども、今まで点だったのが線につながってきたというのがこの5年間のある程度見えてきたという部分です。例えば中西条、あるいは下西条みどりの会とか、中西条の開花ドレスアップ、それから、ことし御提案、支部のを出していただきましたけれども、町区のほうでも区から独立した形の団体を立ち上げてやっている。あるいは郷原宿。今までそれぞれ地域で点だったところが、道、塩尻は街道を通じたという部分で、まちの発信もしてますけれども、ようやく市民が主体となった部分で点が線につながってきたという形が若干見えてきて、じゃあその次の段階としてどういう戦略を持つのかというのは、先ほど議員さんおっしゃられたとおり、市発での事業展開ではなかなか限界があると、その部分を補完するものとして行政、あるいは観光協会、どういうふうにかかわりを持つのか。初めて、前は上からだったのですけれど、これからは下からそういう形が出てきた中で、それを限界があるのでそれを補完する役割として、行政がどこまで何ができるのかということを経営的に考えていかなければいけない時代に入ってきているのかなというふうに、選考委員さん等も含めましてお話しをしたところですので、芝桜についても上小曾部の区長さんのお話もちょっといただいたりもしてますけれども、今後御本人、私も毎年楽しんでおりますけれども、御本人にしてみればそれがいいのか、あるいはもうちょっとやって、いっぱいあれ以上人が来てあそこを守れるのか守れないのか等も含めて、課題はあると思うのですけれども、そういう点をいかに線につなげて面にしていくかというそういう部分を、行政サイドとしては担っていかなければいけないのかなと。ただ初めの一步は私どもこちらのほうで若干助成をして、やる気を、あるいは思いを形にするということを進めていきたいということでございます。

委員長 ほかにございますか。まだ。

副委員長 今テーマが議会と市民の関係ということで、いわゆる区だとか機動組織との接点というのは割とあるんですが、新しい市民団体との接点というものがどうやったらつくっていただけるかというようなことをテーマに来ていただいたんですけれども、そういった団体と連携する場面というのは、その皆さんが集まっているところに職員が行ったり、来てもらったりというような直接の接点というのは行政としてはあるわけですか。

市民活動支援課長 それが一番難しいところで、団体もそれぞれのミッション等を持っていたりとかしますもので、一堂に会して交流会は計画段階ではあります。ただ実際にその団体にしても自分の活動が忙しいとかです。なかなかそういう時間が取れないということがありますが、ある程度ここ5年であと検証して次のステップに行くためには、やはりそういう活動をしている団体の皆さんの横のつながりをどうしてもネットワーク化していかないと、例えば隣の松本市さんの規模と、6万市の強みと弱みを検証した場合に、一団体ではなくて、先ほどもお話ししたようにいろいろなところがつながってそこで発進力を高めていくとか、あるいは地域課題を解決するかということがどうしても必要になりますので、市の段階としては、今回支援して育ててきている団体等も含めまして交流会みたいな形を持ちたい。そういう部分では市民交流センターもぜひ活用していきながら、そういう方々の団体が集まって情報共有、あるいは情報交換できる、そういう場をつくっていきなというふうに思っています。ですので、もし議会と市民活動団体と懇談会という、もし企画があるとすれば、それは全部団体があくまでも主体的な活動をされている団体ですので、任意団体もありますので、うちのほうで御案内を出せる範囲というのは決まっています。そうすると、行政サイドの言い訳になっちゃうんですけれども、何でおらほに来なかったのかという部分が非常にありますので、広報等で周知をする中でできるだけ口コミと言いますか、声をかけて場を設定、セッティングするということは可能かと思えます。

塩原政治委員 今の話だけども、実際に同じ、同じじゃないけど、そういう団体同士でつながっているというところはあるの、実際に。

市民活動支援課長 これからというところですね。今までがそれぞれにそれぞれの活動をしてきておりますし、例えば今年立ち上がったところが。

塩原政治委員 問題はそこなんだよね。それぞれで自分たちが考えることに対しては本気になってやってくれるけど、横の連絡が流れないということは、それにはおれらの問題とは違ってくるんだけど。それともう一つ今あれでしょう。協働のまちづくりというのはやってるじゃん各区で、それぞれに。うちも7日でしたかね、やるのは、それがあつたわけでしょう。あれはほとんど出ても地元の市議員でしよう、それから職員でしよう、それから各区の役員。ほとんどそれだけなんだよね。

市民活動支援課長 行政懇談会ですか。

塩原政治委員 行政懇談会じゃなくて、協働のまちづくり。協働の地域づくり。

市民活動支援課長 ああ、地域づくりの、えっと。

塩原政治委員 例えばうちの場合は広丘地区の。各、新田なら新田でやって、そしてその総合体ということで広丘地区でやるんだけど、そこに出てくる人たちは、はっきり言うと、こういう人たちも出て来ない。そうするとあれが何の意味があつてやってるかなって疑問を持っている人がいっぱいいるわけだよね。ただ開くはいいけど、市から来て、話をして、それでものをやっていだけで、それで30分、1時間ぐらいで、はいしゃんしゃんで終わっていく。そういうところにもこういう人たちが出てもらって、そういう中でいろいろな意見をしてもらおうということになると、例えば議員の皆さんも、そういうところでああこういう人たちがこういう考え方と、いろいろことももてると思うが、その辺をもう少し行政のほうも研究してもらわなきゃいけないかなという気がしてるけども、この次7日だかにありますけど、うちのほうに来てみると、おそらく二、三十人で、その構成員は議員と職員と、それから区の役員。それにちょこちょことした人がいて。それで大体毎年やってるんだよね。

中原輝明委員 ただ職員なんてものは出て来なんでもいいだよ。職員なんて出てきたってしゃべらんな。

塩原政治委員 職員が出て来なきゃ人数がいねで。

中原輝明委員 おお、ほいだでだめだ。さっきもおれが話したとおりさ。ほいだで人が集まらない。集めることが先決だ。これが問題だだよ。どうすりゃいいかってこと。

中野長勲委員 人を集めること、議会の立場、議員の立場で難しいと思うけど、今一番よく集まらなきゃいけないというのはJAの仕事のこと。ことしは特に水田転作なんかで相談を受けたりして、転作をしてもただかきまわしているだけではお金をもらえないと。それにはどうしたらいいかという、やはり農業委員を通じたり、農政課を通じたり、説明会があつたりして、そういう時には本当に実際に農業をやっている人はわかっているかもしれないけど、兼業の勤めている若い人、それから母ちゃん農業の奥さんたち、そう人が結構集まるだよね。やっぱりその中で議員さんはこんなことを知ってねえかい、なんてことを言われるだよね。果たしてじゃあそれをおれたちが全部知っていて説明ができるかという、できない。やっぱりそれだけにJAとのつながりってものがこれからはうんと必要になっていくじゃないかな。特にこの塩尻は農業地帯が多いわけで、つい最近洗馬のJAの総会、それから塩尻市農協の総会があつたけど、洗馬じゃ50人くらいだったね。こっちは180人くらいだつて言うが、それも本当に役員だけ。本当に知らない、一生懸命農業をやっているながら、聞かなきゃいけない

いって衆が出て来ないわけ。そういう人をどういう形で話に参加してもらうか。今、老人クラブも役員をやるのがいやだで入らないと、そういったような形でそういう団体が、公共的な団体がだんだんと寂しくなっていくけど、今この協働のまちづくりの中で公益性のNPO法人、こういうのはね、おれは思うに好き勝手な人が集まってやるだけ、という感じを私は受けている。それをまちぐるみ、地域ぐるみを引っ張っていくぐらいの力があればおれは最高だと思うけど、これはそういう形にNPOが動いてもらいたいと思っているけど、その役割をね、行政も議会も担っていかなければいけないんじゃないかなど。やはり今清水課長からも話をさせていただいたけれど、補助20万円を上限としてと言うけど、そういう話もうちのほうにもあったんだけど、5万円や6万円の補助金をもらって一から十まで目を光らされて最後監査まで受けて報告までしなけりゃいけないのだったら、そんなものやめようよと、こういうことになっちゃうよね。それで課長、JAとの関係というのはどうだだい。今2階の農政課あたりに聞いてもなかなか実態がつかめないだよ。地域づくりは。

市民活動支援課長 地域づくりはJAの考え方によるかと思いますけどね。つい先々週ですけれども、ちょっと個人的に松本大学のほうに協働コーディネーター養成講座に行ってるのですが、山形県の県職員が来て一日コースの講座だったんですけれども、山形県も当然ああいう農村の部分で、実例として本当にだれも後継者がなくて、よくある棚田をどうやって活性化するかというところで、そのコーディネーターの県の職員が言うには、やっぱりこれを地域に住んでいる方、あるいはそういう関係団体をそれぞれどうやってつなげていくかというのがこれから大きい仕事だと、実際につなげるだけでは解決できないので、そこをいかに付加価値をつけて、例えばお米を来ていただいた方に、よくある話ですけれど、手づくりで作って、通常キロ1,800円のを3,000円で売る方法まで、要はマネジメントまでどう提供して、そこでみんなで回していける仕組みづくりをつくるのか、そこまでやっぱりいかないと、今声をあげて旗を振って人に来いと言っても、今のお話のとおりです。今お話があったのですが、市民活動団体も市民からすると本当に少数です。それはいつもお話を一緒にしますけれども、そこを実際それをやって目に見える形で地域が良くなるかとか、そういうことを実感していただくだけ、そこまでをどう持っていくかというのが非常に大きい課題だと思うんです。ただ行政としても、JAとの関係は農政課さんが中心になってやっていただいていると思いますし、今回、行政的には農業振興公社を立ち上げたりとかして、いろいろなつなぐ仕掛けづくりはできてきていると思うのですが、そのつないだ後にどういう展開をして課題を解決するかというところまで、どうこれからマネジメントしていくかというのが、充実した地方自治体を目指すのであれば、そこをみんなで研究してみんなで出し合ってやっていくという、そこが必要になってくるかなというふうに私は思っていますけれども。

中野長勲委員 やっぱりJAを通じた地域づくりというもの、産地直売型とかそれから直売所が幾つもできてるんだけど、これもやっぱりJAを通じた中の直売所ということになるもので、JAを通じての地域づくりということこれから、まあJAの中には代表理事がいて、各地区に理事がいるのだけど、議会で言えば議員と同じような感じだけど、そういった人たちとのコミュニケーションも必要じゃねえかなと私は思います。まあ人集めについてはね。

鈴木明子委員 これは例えば市政懇談会、説明会みたいなのを開くのにあたってつながりをつけていくのに、どういう団体と働くかと、そういう観点での話ですか。

委員長 もう一度説明させていただくと、各議員が、後援会とか、いわゆる普段接触していた範囲というのは

ある程度限られている。もっと言えば、皆さんの得票したよりちょっと大きいか、もしくは地域も入れて、どうしてもエリアが狭まる。そうではないこのNPOでも地域に根ざした例えば郷原宿もありますが、そうではなく全市的にやっているような団体等が出てきているよという実態をまずわかっていただくところと、そういう団体が、海外の事例を持ってきて恐縮ですが、ヨーロッパ等では非常に大きな力を持っているNPOなり、地域政党と同等のレベルを持つくらいの受益団体となるようなケースもあるということ、ちょっと若干それますが、そういうことを認識していただくのと、塩尻市での実態ですね、なかなかちょっとそういう団体と接点がない議員さんとイメージが付きにくいかもしれませんが、丸山委員さんは結構こういう団体と非常に接触なさっているケースが多いみたいで、少しお話していただければ。

丸山寿子委員 話はまああれとして、質問をいいですか。済みません、まだあるなら先に言ってください。

鈴木明子委員 聞きたいことは、そういう団体があるということは、それを知らなさいということはいいのんだけど、それを知って基本条例との関係でいくと、どういうふうにつなげていくかということを検討したいということなんですか。であるならば、私一つ言いたいのは、やっぱりNPOはそれぞれの、清水課長も言っていましたけれど、それぞれのミッションがあってつくられている組織なので、一般論としての塩尻市政についてという話の向け方では、その人達の思いというのを聞く、あるいは議会として政策について学ぶとか、くみ取るとかという場にはならないんじゃないかと。大きい意味ではNPO同士のつながりっていうのは、課長のところでも苦勞しているみたいですが、そういうものをつくっていきたいというのはあるかもしれないけれども、基本としてはそれぞれのNPOがそれぞれの目的に沿って活動している中で、市政に対していろいろな思いを持っているのを議会としてお聞きしたいとか、お聞きする場がくれたらというような意味での条例化にあたってのつながりをつくるっていうことである方向はいい、そういう方向でやるならいいけど、全部をまとめてね、聞きやすい場所を設定して、まとめて代表者みんなに集まってもらってそれぞれの話を聞くとか、それぞれの団体に伝えてもらうとかっていうような、そういうやり方ではやっぱり難しいことじゃないかなというふうに、性格上から言ってね。という思いが、基本条例に関して、かかわりとの関係で言えばそういうことを感じますので、それぞれの団体が議会に気軽にものを言って来ていただけるような環境をつくるということが大事なのではないでしょうか。

委員長 ありがとうございます。

丸山寿子委員 質問しようと思ったんですけど、済みません。日々生活を忙しがってしている中で、やはり何か目的意識とか問題意識を持って、グループ化してきて、ということだと思うのですが、そういう中で手を挙げる方式で、地域っていうそういう地縁だけじゃなくって、市のほうで公募した中で、お金に関することでこういう基金のほうに応募するとかっていうようなことが新しくできてきたというふうに思っています。それで、その皆さんというのは地域というのを本当に住んでいるそこだけの、区だけのことじゃなくて、もっと広い意味で地域、プラットフォーム形式とかっていうような言葉もありますけど、いろいろなところから集まってきてというようなくくりで考えてきている人たちがふえてきているのかなというように思いがあるんですけど、そういった中で今まで地域づくり課という名前だったんですけど、さくらフェスタとかもやってきたり、今度えんぱーくの関係でも事務局的なこともやってるんですけど、さくらフェスタ等もいろんな団体とか、いろんなところがいろんな思いを持って集まってきてますけれど、当初始めた頃と、市民の意識の推移というんですかね、

横の連携もその中でできている部分もあるんじゃないかとも思うんですけど、その辺、流れるにどうですかね、市民の感じは。

市民活動支援課長 さくらフェスタは、一番基本的な部分は公共空間を市民に開放して、主体的に市民の皆さんが責任を持って自分たちで決めて自分たちで実行するという事業展開を目的にやってきました。当初10団体くらいで小さく始めたんですけども、今年度でいきますと35団体。NPO法人あるいは生涯学習のグループ、あるいは中高生のジャズバンド。障害者の方々も含めまして、あるいは外国籍の方も参加してのフェスティバルになってきてますけれども、目的達成度からいくとまだ半分かなと。当然ですけども最後の反省会の中で、協働事業検証シートというのを書いていただくのですが、なかなか協働の部分が見えないとか、理解できないというのが現実にはありますので、つながりはできるのだけれども、その次どう一步を踏み出すかというのが大きい課題になっているところかと思います。

本日お話を、前段委員長さん等ともお話する中では、やはり議会と市民参加というのが一番大きいテーマであって、今いろいろ会合を開いても参加者が少ないというのは、議会が開こうが、行政が開こうが、あるいはほかのところが開こうが、現状としては非常にどこでも同じ現象があると思うので、それは逆に言うと共通の課題ですので、その参加していただけない方々にどうするのかという部分を大きいテーマとして検討するというのは、非常に有効なのかなというふうに思っています。行政サイドも先ほど言ったように飛び込み市民会議とかがあってやっていますけれども、なかなか時間設定とか場所の設定とかがあっていことがありますので、参加する方は先ほど来出ているとおりの現状かかと思っておりますので、そういう部分があるとすれば、また違った方法をみんなで考えを出していくということが必要になるのかな。ただ議会としてちょうど金子委員長さんが言われたように、通常の結ばれている方でない方々とお話する機会というのは、やはりこれからの塩尻市を考えていく上で非常に大きいことなのかなと。行政サイドのほうでもやりまし、議会サイドもそういうことで御意見を集約していただきながら、課題について出し合っていくと。本当に、実際ある種意見だけ言いつ放しの市民も非常に多いです、それをじゃあ課題として政策化することがいいのか、あるいは実際に自分で言ったことに責任を持って、自分たちで解決しようというほうと一緒にパートナーとして、課題解決のために政策をつくっていくのかというのは非常に難しいところではあるかと思っておりますので、そういう部分を共有しながら議論を深めていければいいのかなというふうに思いますけれど。

委員長 ありがとうございます。よろしいですか。ほかにないようでしたら、一応そういう形で、課長ありがとうございました、お忙しい中。

市民活動支援課長 いいえ、とんでもございません。

委員長 じゃあ課長、退席していただいて結構ですから。ありがとうございました。

それではせっかく来ていただいたので、若干もしほかに皆さん意見があれば、実態等、議会のこれまでの部分と違う窓口があってもいいのではないかという一つの問題提起だと思うのですが。また郷原宿の話があったりなんかして、古厩委員とか、地元でこういう形で皆さんが活動している部分をどんなふうに見られているのか、もしあれば教えていただければ。

古厩圭吾委員 正直言いますと、郷原街道ですけども、郷原区とは全く違う地域にいるもので、例えば屋号を看板にしてやったりというような、郷原の皆さんが積極的に対応されているわけだけれど、うちとは直接的に

はないだよね。この辺の感覚の中で、実はつい先日もうちのほうの街道の地区の役員会があって、結局区長はもろもろの行事で区の区政委員が非常に忙しくて困っているのだと。ついては例えば運動会というようなものは体協がもう主管してやってくれねえかと、こういうような提案をされたわけ。それで、現実には実際には体協の役員は、堅石も体協があるからね、結構やってるだよ、現実には、ただし主催的なことは困るよと。主催しろと言って、すべて切り盛りしろと言われれば困るよと。ただし区がやるで、例えばライン引きから始まって、そういうのを主体的にやれとか、あるいは進行をどうするかとかルールをどうするかみたいなことなら、現実にもやってるだよ。ただそういうところへ任せるでって急に言われて丸投げされたって、これは困るわというのが正直な話だわ。それで片方では、逆に区の立場でみると、こういうことなんか、体協ならスポーツ関係は全て体協でやってもらわなきゃやってけねえじゃん、全てのところへ区の区政委員が顔を出していくなてこと無理だよって話が一方向じゃある。もう一方では公民館というのだからあるじゃんかい。公民館の事業もそれなりに主催して、区と公民館が主催して体協が下でお手子をするような形で、現実だ今はね。そういうようなことを含めていろいろ見直していく必要性はうんとあると思うが、あると思うが、どこもほれじゃあおれんどこにいきなり丸投げされておまえらですべてやれって言われたって、そんなところまで責任を持つ気にならねえわ、っていう話になっちゃう。だで、これは結構難しいことだなと。これから新しい方向どころじゃねえ、今やってることをどうやってやって、ある種の分権化をできてやる中でどんな問題を感じられるのかなということが、まず最初かもしれないというような思いは改めてただがね。やった人の話を聞いてみると、まあみんな初めてせ。うちのほうの意見では、たとえば農協だったってね、農協は全ての常会にねえところがあるもんで、農協の役員が。だもんで、初めて顔を合わせたってような人がいっぱいいるわけ。その衆も、ここで役員をやったらいろんなことを、人も知ったし、いろいろな問題点について感じる機会にもなったし、うんと参考になったっていうことは終わったあとでは言うよ。ただし、やる前はできるなら辞めさせてもらいてえとか、そんなところへかかわらせてもらいたかねえわっていう方向が原点だわ。だで、せめてここにある、今までやっていることくらいをやる中から問題点をやったほうが、現実味のある話が出てくるんじゃないかなっていうような気はしてる。結構、この上まだ何かなんて、とんでもないわっていう雰囲気正直言うと強い。

中原輝明委員 ちょっといい。今ちょっと古厩委員の言った話の中でね、洗馬って場合は、洗馬村が一つだもんでいいだよ。それで体育協会っていうのは、公民館が主体になって各部員がいるだ。各部落に7人あるで7人ずつ。野球なら野球部員がいて野球部長がいて。排球なら排球部長がいて。それが指導で、先頭になってやってるだ、洗馬の場合は。それで公民館、それだで、支所がほしいってのはよくわかるだよ。支所長がいて、公民館は補助だでね、その下に公民館主事がいて、連携をとってみんなそこで通知を出して集めてくるわけ。それで、運動会やるけどどうするって各分野に分かれて、7人なら7人の部員でどういう方式でやるかと決めて、それでサーッと流しゃあかかると。まあ洗馬は盛大だわ、割合に。だで、各支所にね、例えば郷原なら郷原に支所があれば一番いいことだが。広丘に3つ、4つあるわけだな、今は。

古厩圭吾委員 集落は4つだね。

中原輝明委員 そういう中で支所長がうちの場合は中心になって、中心と言っちゃあいけない、体育部長もいるんだが、相談をして、いつ幾日にやるか、召集して内容についても決めていくわけ。それを各分館へ流すだ。地区会、各分館へね。洗馬は割合盛大だよ、運動会にしても何にしても。よくわかるわ、今の話は。

委員長 ありがとうございました。副委員長、何か、提案者として。

副委員長 市民に開かれた議会だとか、もうちょっと市民と広く交流をしていく上で、これは、例えば条例でいくと、例えば開かれた議会にしましょうというような一文におさまるのかもしれませんが、今度は運用面になった時に、どういったことが必要なのかなというような観点からすると、今、議会の中には交流委員会というのがありますけれども、やはり既存のそういったところだけではなくて、もうちょっと柔軟にいるんな市民との交流というのを積極的に計画していかないと、人が集まらないというようなことが続いていくような気がしますので、また運用の中で、ぜひ議会としての交流事業を考えていったほうがいいんじゃないかなっていうふうに思います。

丸山寿子委員 何か考えて計画していかないと、というあれだったんですけど、これがすぐできるかはあれですけど、今えんぱーくが開くということではいろんな団体だとか、いろんな人たちがせっかく注目をあびている時なのでということで、あらゆる分野、子育てでも福祉でも何でもそうなんですけど、その場所で何かを開くことでやはり関心を広めたい、理解を広めたいということで、いろんな計画があるんですけど、まあこれは私の個人の意見です。私はそういったところで議会も何かやることで議会のほうも向いてほしいし、議会のことも知ってほしいというような思いが個人的にはあります。

委員長 ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。特にまとめることはしませんが、中野委員がおっしゃったJAとの連携というのは、そういった情報を議員が議会として取り入れて地域の実情を把握するということと、あと鈴木委員がおっしゃった部分ですね、そういった団体が来やすいような状況を議会で作っておくことが環境整備として大切だといった部分。あと副委員長なりがおっしゃった部分で、今後そういう団体の皆さんを含めてどういう議会が、平易な言葉を使えばおつきあいしていくのか、議員の後援会等だけではない部分の、そういったものの課題をきょう少し取り上げたというところで、次のようやく協議事項の(1)を終えて(2)のほうへ移って行きたいと思いますが、ちょっと休憩を取りたいと思います。開始は、40分に開始させていただきます。

午後2時28分 休憩

午後2時38分 再開

議員とは・議会とは

委員長 ちょっと時間前ですがお集まりですので、早速次の議題にいきたいと思います。協議事項の(2)議員とは、議会とはという形で設定させていただきました。基本条例は多くの市議会の場合は、先に市民との関係とか首長との関係の前にこれが第1章です。栗山町はお手元の資料にもございますが、2章は、1章の目的の次に来る重要なテーマとなっています。きょうはまず最初に、議員とはどういうものかなんてことを考えるのはそもそも変じゃないかという話もあるんですが、ただ一方で、先ほど中原委員の御発言もございましたが、資質という部分は非常に重要な問題だということは各議員認識なさっているかと思うところですので、早速議題にしていきたいと思いますが、どんな設定をしたらいいかちょっと迷ったんですが、そもそも議員とはどういうものを活動原則とするのかということところです。条例の文章を読んでも、ああそうだなという当たり前のこと

が書かれているのですが、各委員の皆さんがどんな認識をお持ちなのか、それをぜひ御披露いただいて話を進めてふくらませていただきたいと思います。

1点、私が議員とは何かというところで思うのは、代表であるのか代理であるのか。ちょっと教科書的な発想ですが、代表という意味合いで言えば広く全市的な代表であるべきであると。一方で代理という発想になりますと、ある特定の団体、地域等を代表してしまうと言うか、その利益のみを議会で実現しようとするといった活動。また議員ですから、当然市民の声を聞いてそれを反映するという当たり前の活動もありますし。そういった点、少し議員というのは何を目的として、もしくは今まで先輩の皆さんはどういったことを思って、目的としてやってきたのかぜひ御披露いただいて、今後私も勉強させていただければというところをお願いしたいと思います。ぜひどなたか口火を切っていただければ。

古厩圭吾委員 それはね、両方だと思うだよ。代表でもあるし代理でもある。ある面では利益団体の代表でもあれば、そうかってある面では市民のあるいは市としての将来を見て、どうするべきかってこともそりゃあるだよ。そんな神様みたいに正しい道だけ歩んでる人なんか一人もない、おれが見てもね。それは、そうするべきじゃねえと思うだよ。人間というのはいろんな多面性を持っているでさ、そういう人が市民の7万人近い市民にはみんないろんな思いの人がいるわけだ。それを代理なり代表なりにしてみたって、数から見たってそんなものはるかに少ない人がそれを代弁しなきゃならないわけだ。そうしたらね、これはね、こう決めてかかって神様みたいなことだけ言ってりゃね、それが立派な人だなんて思いはおれは絶対に違うと思っている。だからある時にはこういう部分を、例えばさ、理事者がいろいろ言ったって理事者にしてみれば、これをやるのがいいことだって面からの視点でものを言うわけだ。けども、一般市民から見れば、そんなにいいことをいくらやったらって、金がかかってやりきれねえじゃん。じゃあその金はだれが出すだいて話まで含めりゃね、その費用と効果とのバランス上、こんなこと今塩尻市のレベルでできるだかかっていう発想も必要なわけだ。そのことは決して悪いことじゃねえわけだ。だけど今これをこの段階でやるのがいいのかどうなのかっていうのは、また別の問題だよ、これは。だからそういうことを含めて見ると、あらゆるものをある面では持っていなきゃいけないと思う。理想だけ言われたってせ、これは現実今の国の政治を見たってそういう部分は大変じゃん。理想には違いないわ、だれだって反対しないわ。だけどそれができなかせ、ほれじゃどうするだいて話になるわけだ。その時にはせ、かなりいやらしい部分だって出てきちゃうわけだからね。あんた言ってることとやることが違うじゃんって話が出てくる。そういうことだってあり得るっておれは思ってる。じゃあこの場合にどっちを強調するほうが、トータルして市にとっていいのかなと、こう考えざるを得ねえっておれは思ってる。だで、あんまりこういう話のところでこういうもんだみたいに決めてかかって、それが正しいなんて思いは、おれは違うじゃねえかなっておれは思う。

委員長 はい、ありがとうございます。中原委員、先ほど資質っていうお話があったので、逆に言えば、議員はもっとこうあるべきだみたいなのがあれば、ぜひお聞かせいただければと思うのですが。

中原輝明委員 そんなにねえわな。ただ、やっぱり議員ってのは、おれは自分自身じゃ全体だ、塩尻全体のことを考えなきゃいけないって思ってる。例えばね、議員っていうのは、新年度と旧年度の予算の関係を見ても勉強しなきゃいけないってのは、なぜどこでこうだっただけは前年の当初予算の予算書と、新しい予算書ってのをあれを見るとはっきりしてくるだよ。なくなった項目があれば、これからつくらなくてもあるが、そこら辺のところ

が市としてどういう観点で変更したのか、自由に変更されると困るわけさ、続きできているのが切れちゃうもんで。そういう勉強しちゃあその場所で聞くって必要があるだ、これは委員会。で委員会で何も言わなくて静かにしてりゃいいってもんじゃねえだ。一般質問や代表質問なんてのは決まったやりとり、行って来いだよ、聞いていてもそうだ。おれもやったことがあるが、昔は、今はやらねえって人はおれっきりだというわけだっていうが。まあそんなことはそれでいいが、そういう部分ってのは勉強して、やりとりをうんとやらなきゃ、言論をしなきゃだめだとおれは思う。その辺も資質の一つにあると思う。それともう一つは、ちょっとしたことで何でもいいとか悪いとか返事ができる議員になってほしい。それは勉強だと思う。この部分はこう言われたがこういうわけできないよって、その場でバサッと、良くも悪くも、もっと待ってくれよ、おれが、票のためじゃなくて、断っていいこともあるだよ、そこは。ぴしゃっといけねえことは断る。これは良しと、それじゃあ何とか責任持ってやってみるが、いいかいいねえかわかならいいが。それと返答をすること、必ず。そういうことをしていくとあの議員はいいとか悪いとかってことになってくると思うだよ。ただ、おれは口が悪くていけねえでいつでも嫌われていけねえが、ただ問題ははっきりしなきゃいけねえわ。納得しないわ市民はね。いい悪いを。ほいで、県の連中だってそうだが、来てその場所で聞きゃあ、ちょっと待ってくれ何とか努力するって。努力を3年も4年もすりゃあ、努力も言葉つきりだ。上申してあるで、もっとすればなんとかなる。上から聞けばだめだってもう決まってるって、そういうのは、それをやっぱし早く言うことが議員の立場じゃないか、市民に伝える。とおれは思う、うん。

委員長 ありがとうございます。ほかに。

丸山寿子委員 人それぞれで違うかもしれないし、同じこともあるかと思えますけれど、私は、代表と代理とやっぱり両方あると思えますけど、広く市民の声も聞ける限り情報は得て、という中でやはりそれぞれの議員がそれぞれの持ち味というか、その人ならではのやっぱり情報源もあると思えますので、そういった意味では特色をそれぞれの議員が生かして議員活動をするのがいいと、市政に反映されるというふうに思います。やはり広く市内のことだけに限らず、もちろん市内のことよく勉強したり、今中原委員のおっしゃるように予算のことも本当に勉強しなければと思えますし、また広く本当に情報をあらゆるところから時代に沿った内容を自分なりにキャッチして勉強していく、そういったことが一つの自分の判断の一つになるというふうに思うわけで、私は個人的には市民活動をできる限り、できる範囲でする中で、やはり広くいろいろな人と接点を持って情報を得たいと思っています。が、最後の最後、自分の考えはどうかというところは、それは例えば自分の支持者と意見が違おうと、やはり最後は議員個人の自分の考えであるというふうに思っています。以上です。

委員長 ありがとうございました。ほかに。鈴木委員、いかがですか。

鈴木明子委員 代表として選ばれてきているということは、そういうものではないかなというふうに思うので、もちろん全市の立場でものを見たり、判断できる力を持ってなければいけないと思います。まあしかし24人いる議員の中の1人ですので、一人で全部を網羅するっていうことではないと思っていますので、自分は自分でできる限りのことを一生懸命やって、ほかの議員の人たちと合わせて全体で市の行政をチェックしたり、推進したりという立場を出していくというのが議会であるんじゃないでしょうか。

委員長 ありがとうございます。せっかくですので、中野委員。

中野長勲委員 議員ってものがせ、少なくとも今まではよく言うじゃん、地盤、看板、鞆といった、今までは、

果たしてこれからはね、どういう形でどういう議員が選ばれてくるのか、地盤、看板、鞆の中で出てくる時には、今あれかい、代表であるのか代理であるのか代弁であるのかね、その辺のところはその議員の立場で考えていかなきゃいけないと思っているけれど、大きい国会議員のことを言えば、今の国会議員は永田町の不動産屋だとかせ、日本一の脱税王なんてのがちゃんと議員として通ってるわな。果たしてこれが、これからは地方議員がそういうものができるかどうかわからんけれど、最後に議員を辞めてみれば井戸と堀しか残ってなんだ、井戸堀議員って言ったもんだがね。井戸と堀しか残ってない。果たして永田町の不動産屋だとかさ、日本一の脱税王になるなんていうのは本当の議員じゃないよ、これはね。そういうことを考えればね、やっぱり今まではそういった形で団体だとか、それから地域の代弁者であるような感じで私はきておりました。これから先はどうなるかって思うがというだけです。あとは議員必携を見ればそのとおり。町村合併の議員必携しか知らないけど。

委員長 ほかに。じゃあその議員必携をごらんになっている小野委員、よかったです。

小野光明委員 前段というか、前回出ていないので議論の様子がよくわからなかったんですけど、そもそも議会基本条例の中で条例をどう位置づけるかっていうのも大事なんですけど、そもそも議員必携を見てもいわゆる地方自治法であるとか、憲法からいろいろ解釈しています。一言で言うと、住民の代表での奉仕者であって、これが議員の本質というふうには一言では書いてあって、やはり条例といえども上位法の地方自治法であるとか憲法までちゃんと考えた上でやっておかないと、この後の地方分権についてもそうですけど、地方自治法が見直しされている中で、それとの整合性も考えていかないと、ちょっといくら基本条例だからといって、地方自治法なりから逸脱するようなことになるといけないので、その辺を押さえて議論したほうがいいんじゃないですかということで、今までの議論とちょっと違うかもしれませんが、そんなふうに思いました。

委員長 ありがとうございます。せっかく上位法の話があったので、上位法とちょっと若干違うところはこの基本条例に書けないかというところの解釈の話になるのですが、若干申し上げると、基本的に解釈の違いは今までは基本的には国の解釈に従うというのが従来だったのですが、地方分権一括法が施行されて以降、解釈権は地方にもあると。その解釈の違いがあった場合は、国から解釈が違いますよといったことが、他の自治体では解釈の違いについての指摘等があるまでは、特に若干違う解釈の条例等をつくっても指摘はこない。だから、無理矢理地方自治法に合わせる必要が今までのようにはないということをやっと、私の個人的な調査の段階ですが、そういう形もあるということをやっとお話して、もう少し戻したいと思います。議員とはということで、副議長もしくは議長、いかがですか。

塩原政治委員 基本的にはさっきの中野委員の言ったように、市民の代弁者であることは間違いない。だけど、今この段階で、代弁者であるからと言って行政側の出ることに対していちいち皆さんに問い合わせをして確認をして、違った場合には説得をして、それからやってくるという時間的余裕もない。そういう意味では、ある意味では代表であることも知らなきゃならないと思うし、大体一番最初に古厩委員が言ったように、代表であるのか代理であるのか、この分け方自体が非常にナンセンスであるかなと思うし、やはりあくまでも最後は市民の代弁者であることだけは間違いない。ただ、それでも政策や何かができるように今はしなさいということで、皆さんもやってくれていると思うのですけれども、ただ一口に政策立案と言っても、例えばはっきり言うと、それに対する法的知識のある方やそういう人も必要になってくる。そういう中では今ははっきり言わせてもらうと、政党から支持を受けている人達にはそういうものがくるから、それでまたその自分たちも政党に対して、このよしあ

しを確認できるんだけど、普通の市会議員の皆さんたちはそういうことがないから、その辺はちょっと難しいかなという意味では、議会事務局の要するに機能強化という意味では、それをしていく必要があるのではないかなと思っています。

中原巳年男委員 今の議長の話と関連しますけれども、例えば交流センターをつくるとか、それからウイングロードを買い取るとかって時に、当然自分に対して賛成、反対、そのどちらもいるわけですよね、自分の支持者の中で。ですからそれに対して、行政で出したものだからとかそういうことじゃなくて、自分が将来を見の中で、あるいは今現在見の中で、これは必要であるとかないとかっていうことを自分の考えをしっかりと持って、その質問された方にわかりやすく説明をしていくということが大事だと思いますし、ある考え方の中で、もう行政のやることは何でも反対、何でも賛成というような形のものについては、やっぱり自分の支持してくれている人たちは離れていくだろうなっていう感覚はいつも持っています。やっぱり自分がはっきりした考えを持って説明をしていくということが大切ですし、ほかのところも議員とはというのがあるけど、果たしてこれほどとも同じことを書いてあるような内容なんですけど、それを塩尻らしさのある書き方、さっきちょっと向こうで行政とか農協に出す書類が面倒くさすぎてわからねえというような話もあったんですが、この基本条例を市民が読んだ時に、本当にわかってもらえるような内容でつくっていくべきだと思うし、当然市民にわかってもらえるような形の文言にしていけないと、先ほどの(1)番のところでもありましたけれども、議員の考え方とか言葉ってのはおれたちの考えている、使っている言葉や考え方と違うなって思われるようなものであってはいけないというふうに。あんまり格調高すぎちゃって、実際飛び込み市民会議か、あれなんかも何力所か見たんですが、職員とその地区の役員、ほとんどもうそうで、それ以外の人は何人いるかなってちょっと、行政のほうで今までの資料が多分あると思うんで、出席者名簿をいつも取っているんで、今年4回でしたっけ、やってるけどそれを見ても多分ね、そんなような状態じゃないかということで、じゃあどういう方法が市民と議会との接点をどういうふうにつくっていくかっていうのも、ただ議会説明会、報告会を開きますっていうことで書いてしまって、それができないということであっちゃいけないので、相当慎重に、どういうふうにしたら接点を持てるのか、来てもらえるかっていうことも考えた上で条例に盛り込むんであれば盛り込んでもらいたいというふうに思います。

副委員長 何が正しいか、私にもよくわからないので、私が日ごろ思いながらやっていることを申し上げますが、当然私たちは選挙を経てこの場にいるわけですので、私なりの政治への理念だとか日常の行動だとか、そういうことに期待を寄せてくださる方の声を聞くというのは最も大事にしなきゃいけないと思っています。それからあとは、議員は評論家であってはいけないと思っています。一番大事なのは、やっぱりさっき中原委員おっしゃってましたけれども、判断をするということと、あとしっかり物事を形にしていくための調整能力というものを持たなければいけないというふうに思っています。その辺をベースに議員活動をやっているつもりです。

委員長 ありがとうございます。ほかに何か。

古厩圭吾委員 そうした中で、議員とは、議会とはという部分のね、難しさというか、例えば新聞記事や何かを見ると、理事者側はこういう考え方でいると、しかし議会はこういう考えだろみみたいな書き方をするわけだ。しかし議会ってのは個人じゃないんだからね、首長は一人きりいねえから、これはいい。ところが議会はさ、いろんな考えの人がいるわけだ。議員だってそう。そういう中で一つの方向を出すのが正しいのかって言われりゃあね、おれは決してそうではねえだろうと。多数決で結果的には異論もあるが、トータルしたらこちらが多かつ

たと、それは結論だ。ただし、議会はそのことに対してだれが責任を持つかと言えさ、議会全体がこう決まりましたっていきりさ。それを説明会開いてどうやって説明するだい。おれは、説明会って考え方に違和感を1個持っているんだよね。それはじゃあどうするだと。例えばそれを賛成した人もいるかもしれないよ、反対した人だっているわけだ。それじゃあその時に議会はどういう考えですかって、もし市民から言われて、それをAさんはそう答えられるかもしれないが、Bさんは全く別の答えをするわけだ。そうすると議会はということかいと、市民は受け止めるかもしれない。賛成に同意している人にしてみりゃ賛成意見を満足して聞くだろうけれど、逆の立場の人にしてみれば議会は何だと言うかもしれない。しかし、それこそ議会の本来持っている機能であって、そういう時に、事前にいろんな話し合いをして詰めて、それで議会はこうだって決めて、そんなことが何でいいかと、それこそできあがったものを初歩的にやっているだけで何でいいかと。逆にそういうことはおかしいよってことを理解してもらうような努力は議会が本来していかなきゃいけないことだと思うよ。だから、議員はっていうことと、議会はっていうこととはおのずと違って当たり前だと、おれは思う。そういうことを無理して一つにしようみたいな発想でものを決めるならね、それは危険じゃねえかかっておれは思うがね。

委員長 ありがとうございます。まさに本質を突いた議論であると思います。

中原輝明委員 ちょっといい、もう1個。これは一番危険なのはな、やっぱり市長が提案されたものに対して、例えば、今はっきりしているのは体育館のことだわな。体育館の問題はやや反対か賛成とやっている間に、これは資質の問題になるが、理事者に頼まれたでこっちへ傾いていたやつがこっちになるってというような、そういう考え方ってのがいけねえだよ。頭かしげるがな、そんなのはいっぱいある、聞いているだで。それで結果が出た時には堂々とその方向になれればいいだ。しかし、それまではちゃんとぴしゃっと通すような議員にならなきゃ。だって、これはあることだと思うだ。さっきそこで言ったように、どっちこちってことは言えねえこともあるだ。なかなかそこでこうやって決めるわけにはいかないわけせ。これは素っ裸な話だでな。お互いそれは感じるらに。だで、それくらいのことをここで言わなきゃ進まねえぞら。委員長自身だってよく考えなきゃいけねえことがいっぱいあるだぞ、あんた。な、そりゃいいよなことを言っているけどさ、腹と口と違っちゃ困るだ。これから条例つくってやった時に、それこそきちっとしてもらわなきゃ。これはおれはよく見ているがどうもそういうわけにいかないと思うがさ。その辺はちゃんと自分で腹を決めてやっていかないと。これが問題のとこだぞ、人間の生きる道は。いいだよ、負けりゃあ負けたで、負けたってぴしゃっと次のところについていけばいい判断さ。これが人間の行く道だわ、と思います。

鈴木明子委員 ちょっと委員長。申し訳ないけどね、ここはわざわざ掲示してもらってるもんで、私の発言のところまでちょっと戻してみてもらえる。看板のその、ああそうそう、自分でできることは努力するというのがある、精一杯努力するって私は言ったんだけど、議会全体として合わせることもっていうのはそういうニュアンスで全然言っていないので、24人の議員がそれぞれ自分の立場で活動しているところが議会で、その意思を統一する努力とかね、そういうことが必要っていうふうに思ってなくて、いろいろ意見を戦わして、理事者が出してきた案についてそれぞれの立場でものを言っていくということが必要だっていうことで、それは一人では全部はできないということをやっただけなので、これはちょっとそういうふうに直してください。

中原輝明委員 何、これみんな出すわけか、公開で。ほだでうまいこと言ってるだ。まあいいわ、何が出てもいいで。

委員長 これ、あったほうが。みんなが、議論がいつもまとまらなかったものですから。

中原輝明委員 ほれで出したすら。

鈴木明子委員 こういうふうにまとめられちゃうと、ちょっと。

中原輝明委員 そういうことを言うと、何も出てこねえ。まあおれの言ったことはみんな出たっていいで。

委員長 ちょっと試みです。ただちょっとちらっと振り返るとやっぱり話のまとめがいいのです。少しいろいろ御意見出たのですが。古厩委員のおっしゃったとおり、まとめる必要はないと思うのですね、無理やりどうでも同じ方向に。ただ違う意見があった場合に、その議論の過程をきちんと示すことによつての説明っていうのが議会は、もっと言えばそれが宿命というか、一番のやる仕事なのかなとは思っていますが。

小野光明委員 合議体だからそれは宿命なのです。だから逆の意味で財産区なんていうのは、これが逆の立場になって出る。議長が何か市長みたいに、議長が言っているからこうみたいな、おかしいだろうっていうね。本来は議会だから、議会の合議体が判断して決めるのはいいけれども、議長が何か、こう言っちゃいけないですけど、ある国のどこかのように、議長が言っているからそうなるみたいな、おかしい使われ方をされていることがあるので、議会はやはり合議体だから常にいろいろ出てきても、先ほど古厩委員が言ったように、結果としてこうなるっていうことはあるけれども、そこはちゃんと合議体であるという性格は位置づけておかないと、先ほどから議会としてどうかと言っても、先ほども協働のまちづくりを聞くとと言っても、まあ聞くことはできるけれども、じゃあそれに対して、じゃあ聞いてどうするんだというのはなかなか言えない難しさがあるので、そこをちょっとしっかり区分けしないと難しいのかなっていう気がします。

古厩圭吾委員 市民の皆さんの感覚としてね、例えばそこへいろいろな思いを持っている市民がお見えになって、主張すべきことを主張された。それについて同意する意見も出たと。しかし結果はどうなるかわかんねえわけだ。だからそのことをその市民の方がそれなりに理解しているかということ、それじゃねえ場合もあり得るという現実はあるだよ。例えばここで市民と相談するみたいなことをどんどん高らかにうたうと、あんなに私も主張したのに何で結論に反映できねえだっていう話にいつちゃうだよ。だからそれを皆さんが条例でちゃんと約束してあるじゃんかみたいなことを言われかねえよ。この難しさだね。だから、そういうところまで約束できるようなことがあるのかどうなのかってことをしっかり意識しておかねえと。ここでね、今おれたちが考えてるほど単純じゃねえかもしれんだよ。だから逆に逆手に取って、こんなに条例でうたってといて、そのことを実践できねえじゃんかみたいな逆手に取られて、揚げ足取られる可能性だってあるだよ。それで格調高い申し合わせをした。塩尻市はこんなに立派な条例を持っているなんて言ってみたって、そのことがかえって手かせ足かせになってね、苦しむかもしれねえだ。これはある種の、それも読み込んだ上で考えなきゃいけないことじゃねえかなっておれは思ってるがね。

委員長 本当に多様な意見が出てくると思うんです。市民の中のほとんどのね、少数の意見であってもほとんどの市民がそう思っているかのように議会に来て話す方もいらっしゃるかもしれませんが、ある一定の特定の団体の利益だけを求めることであっても、市民の利益としておっしゃった場合に、それを議会がどうするのか。あれだけ言ったのに議会は言うことを聞かないとか、まさに体育館の問題がいいかわかりませんが、議会が反対しているみたいなことをおっしゃったケースがあったという、それは非常に納得いかないところなのですが、ただそれを見ていて議会がどういう議論をしたのか、もちろんおかしいものにはノーと、先ほど中原委員がおっしゃ

ったように言わなければいけない。言う結果の過程をきちんと市民に見てもらおうということでは説明はできないのかな。またそれを説明して返していくという部分をすれば、やはり市民が何か申し上げるという機会だけは確保しておいたほうがいいのではないかと。まあこれは私の個人的な意見ですが、その辺について何かあれば。

古厩圭吾委員 そういう段階で市民の皆さんが言っていることをある面では、公に見えるところで見えるような形で示していったら、それに対して理事者の立場で、執行する立場から意見を出してもらって、結果としてこういう議論があった上で採決したらこうなりましたという流れを、公的にわかるようにしていくということがね、必要性としてもあると思うけど。そういうことの前に議会はこういうこともやります、ああいうこともやりますと約束すると、それぞれの市民の立場で見れば、自分に都合のいいほうにこれは機能するもんだという思い込みがあるのは否定できねえと思ってる、おれは。だから、そういうことを条例でうたう時には、そういう現実につながりかねえ部分の危うさを秘めているよっていう意識のもとで、果たしてそれを条例にするのがいいのかどうなのかってことも含めて、これは検討していかないと、これは逆手に取られて責められたら何も言うことできないだ。おまえら自分で決めたじゃねえかと。議会条例つくっておいて、その条例もまともに履行できねえかみたいなことに言われかねえところへつながる、おれは要素があるんじゃないかなと思ってる。特にこういう、例えば報告会やったりする場合に、出てくる人も本当の思いを持ってくる人は、自分の思いを、信念を持ってくるわけ。その人にしてみれば譲れないわけ。そうするとあれほど主張しているのに。逆にそういう立場の反論をする人が中にいなきゃね。逆に、私が意見を言った時にほかになかったじゃんかいと。議員だってわかったような顔をしてたじゃんかいと。にもかかわらずこの結果は何だいと言われかねええという、おれはそういう部分につながる危うさがあるんじゃないかな、という思いがあります。

鈴木明子委員 古厩委員と同じようなことなんですけど、やっぱり議会で言えば本会議であり委員会でありという、これをどんな報告会を開いても再現はできないと思うのですよね。正確に伝えるって言っても、ただ、そう行ってみんなに傍聴に来てくれていっても実際問題としてそれはできないので、インターネットの中継やなんかを含めて、市民の人たちがそれにアクセスできるような手段をいろいろ工夫をして、実際の議会の中身を見ていただけるように努力していくということはどうしても必要なことだと思うし、必要なんですけど、どこまでもサービス精神を発揮してね、どんな場合にも出前をしていって、そういうのをリアルに伝えていかなければいけないって言ってもそれは限りのあることだということもやっぱり理解していただかないと、それでそういうことを前提にした条例である必要があるというふうに思うんですよね。

委員長 ほかにございますか。

丸山寿子委員 市民の皆さんとの何かそういう接点を持った時に、議会としてやっぱりそれを、例えば市民の皆さんからの意見というのをもし聞くっていう立場なのか、それを取り入れますというのか、その辺というのは自分たちの議会側のほうもある程度しっかりきちんと自分たちの中で決めておけばどうか。言っていることがわかりますか。何ですかね、議会は皆さんの言っていることを何でも聞きますよっていうふうじゃないってことがわかるような体制を示すべきだと思うのですよ。だけど、やっぱり市民の人たちも何か意見を言ってくれる機会というのは私は大事というふうに思っていて、それであと栗山町の議会事務局長だった方のお話を聞きに行ったことがあるんですけど、最初開催して2、3回目まではとても陳情合戦で大変だったんだけど、それを過ぎるとやっぱり市民の人たちもわかってくるので、それが通るか通らないかは別として、とにかく自分たちの考えな

り、現状とかそういったことを話す機会が得られたというような判断になってきて、すごく町民自体が変わってきたということを聞きました。

あと実際やっている、報告している議会とすれば、委員長報告みたいな感じで委員長の方たちがその時の議会でどうだったかというような報告をするというが、公平な意味で、というようなことでやっているというようなことを聞くわけなんですけれども、それはそれでどの程度の密度でやるかはちょっとあれですけども、それは一つの公平性があるんじゃないかなと思います。それと後のほうの松本市の状況はちょっとわかりませんが、第1回目の報告会、松本市の場合ですが、それはまだ議会の報告というより、議会の仕組みだとかを説明する報告会みたいなものだったんですけど、私が参加した感じの雰囲気では、結構その時は大勢参加していたし、それから会場からはこういう機会を設けてもらって本当に良かったというような声があって、それがずっと続くかは別として、やはりなかなか議員の人たちとは、自分の地域の議員とは何かの行事では会えるけど、普段接点がないので、そういう機会をつくれたってことが良いことだというふうに市民の人たちが受け取っているように、1回出ただけですけど、私はそんなふうにしたので機会をつくることは大事だというふうに感じております。

中原輝明委員 ちょっといい、関連で。その今委員長報告というのがちょっと出たがさ、この間も行った大村も諫早も、そこらで聞いてもまず議会事務局でアウトラインをつくってやって、自分で作るなんてところはたんならなかったな、どこにもなかったわ。おれは聞いたが、おれの行ったところでは。委員長報告を自分でしたほうがいいか、相手がしたほうがいいかというのは、これは疑問があるんだけど、以前は自分たちでつくった、ずっとおれたちがつくった、入ってから。入って1期か2期はつくったな。自分たちで聞いて、そしてこういう文章にするが、こういうのはどうだか聞いてあ自分でつくつただよ。で今それをずっと続けているんだが、議会の事務局のほうでつくるのがいいのかわいのか悪いのかって、これも一つあると思うよ。松本は自分でつくっちゃいねえな。広域はむろんそうだ。

それとさっきの判断の話だけどさ、人から聞いてこうだ、ああだって今こっちから話が出たが、判断するってのは議員がもうちょっと勉強しなきゃいけないって、そこせ。例えばおれも言われたことがある。一つ例に取るが、今の100円バス、地域振興バス、それをどんどんつくってくれやって、こう言うが、これこれこういうわけでもうこれはできないよって、1年か2年は規定したもんだでって、ぴしゃっと言わなきゃ。そうすると納得するだ、相手は。どうでもつくってくれ、みんな細かくやってるでつくれて言うが、これこれこういうわけだめだよって言ったら、そうですか、わかりましたって、こういう。それはある程度自分も自信を持って言わねえと。自分の選挙を入れてくれる人に頼まれれば何か返事をして、何とかするわじゃなくて、これはだめだってはっきり言わなきゃ。これをできねえだ、今の議員の皆さんは。人前ではうまいことばかり言って。いけねえっていいだ憎まれても、言わなきゃ。徹底しねだよ。その人はまた次の人に何か言われたら、こういうわけこうだできねえってよ、って。ほれでどんどんいっちゃうじゃん。それをやってかなきゃうまくいかんよ。今回のバスのあれを見たってみんなそうだ。あそこへつける、こっちへつけると、何言ってるだって、一つの路線を決めておいて、それを2、3年くらいは通さなきゃだめ、もう。これがおれは基本だと思う。

委員長 はい、ありがとうございました。小野委員は先ほど本の解釈の話だったので、もし御自身の議員像があれば。

小野光明委員 特にないです。

委員長 いいですかね、こんなところで。ありがとうございました。続いて議会とはというところへ移りたいと思いますが、もう議会とはというところ、入っていった感じなんですけど、どうしよう、議題の設定としてちょっとお話しすることがあればあれなのですが、ちょっとお時間5分ほど休憩取っていいですか。済みません。

午後3時18分 休憩

午後3時25分 再開

委員長 じゃあ再開したいと思います。もう先ほど議員とはで大体議会とはというところへ入っちゃったのですが、せっかくパワーポイントを用意したので、すぐ説明して議題に入りたいと思うのですが、もう皆さん御存じのとおり、憲法ではここに書いてあるとおり、地方公共団体の法律を定めるところによりその議事機関として議会を設置するというふうに書かれています。でも憲法に市長とか首長を設置するというのは書かれていません。ですから憲法だけを見ると、首長より議会のほうが偉いのかなと、本当は。あともう1点、国会は立法機関です、御存じのとおりです。法律をつくる、地方議会は議事機関とされています。これはよく言われるとおり、法律、いわゆる条例とかをつくるだけでなく、行政のチェックとか監視をしていかなければならないというところで、こういう言葉が使われているとされています。じゃあちょっと次にいってください。それでこれは議員必携に書かれている言葉をそのまま引用してあります。地方公共団体の具体的な最終的ですね。は以前お話ししたとおり、こういう長い書き方で書かれていますが、単純に申し上げると、いわゆる自治法を適正にしかも公平、効率的に民主的になされるかどうかを批判し監視するということで、ちょっと議会というのは、地方議会の場合は野党的というか、批判的なものをしなさいよという形で議員必携には書かれています。

鈴木明子委員 このまま書いてあるの。

委員長 このまま書いてあります。このまま僕、写したので。

古厩圭吾委員 具体的を最終的にというのはどういう意味ですか。 の。

委員長 具体的に、にですね多分、済みません。

古厩圭吾委員 それだってわからねえ。具体的に、何のことだか全くわからない。

小野光明委員 地方公共団体の具体的政策を。

丸山寿子委員 政策が抜けてるんだ、なるほど。

委員長 済みません、御指摘ありがとうございます。

古厩圭吾委員 うんと大事な部分がねえじゃねえか。

小野光明委員 具体的政策を最終的に決定する。

委員長 理解が深まったところで、次へ行ってください。これは本当に参考に聞いておいてください。イギリスの議会のことを研究した方が、バショットという方がいるんですが、議会の機能という、今まで使命だったのが機能。先ほどあったとおり教育機能と報道機能って書いてあるのですが、いわゆる教育機能っていうのは先ほど中原委員がおっしゃったような形ですね。議会が逆に市民を教育していくような、そういう機能をきちんと議会は持っているというふうなこと、またこっちの市民が言うことを隣の市民は意外と考えを知らないことだけ、議会に来て議員の皆さんがいろんな意見を言ったりすることによってそれを知ることができる。それで教育して

いくという機能。もう1個は、いわゆる報道機能。議会はあらゆる問題について国民の考えをさらに共鳴してフィードバックしていく機能があるというふうに言われています。ちょっと教科書からそのまま引っ張ってきた話で恐縮ですが、ちょっとこれを材料の一つとしてとらえていただいて、少し議会とはどういうものかなというのを、話をする取っかかりの何か探してきたので、これを少し御説明させていただきました。ありがとうございます。戻していただいて。

古厩圭吾委員 今、一番大事なところで出なくなっちゃった。議会不要論とかさ。

委員長 私の大学の発表のレジメでしたので必要なところだけを。

古厩圭吾委員 いやそれが一番大切なところだ。それを、市民が議会に対してどう思っているかとかせ。

委員長 せっかくなのでもし良かったら。どうでしょうか皆さん、議会とはどうあるべきかと、首長との関係と市民との関係は既に議論したところなのですが、それにもう一回戻っていただいてもかまわないので、議員は先ほど話したとおり、代弁であり代表であり、それを逆に中原委員のおっしゃったとおり、おかしいことはおかしいと言うようなことができ、かつきちんとした自分の考えを持っているといった意見が出ましたが、じゃあそういう議員が集まった後の議会というものはどういう形を取って行くべきなのか、また先ほど古厩委員がおっしゃったとおり、多様な意見がある中で、それを逆に、いい意味で行政に反映していくためにはとか、市民のためになる議会とかいうところをお話いただければと思いますが。

小野光明委員 この前の議会だよりの関係で、いわゆるウイングロードの関係の記述があったんですが、最初の文章を読むと、だれが書いたかわからないんですけど、反対意見はしっかり出ていた。分量的にもむしろ賛成よりも反対のほうが多くていいのかなというふうに思ったんだけど、本来なら賛成多数で修正案が否決されているんだけど、議会だよりを例にとって悪いかもしれないけども、あれだけ読むと、何か反対してる人はいっぱいいるけど、賛成している人は少ないね、というふうにとられはしないかなと思ってちょっと気になったんですが、やはり私は修正案を出した側なので、私はそれほどとは思っただけでも、やはり賛成した人の意見が少ないというのはどういうことなのかなと思って、せっかくなので賛成多数で原案どおりだったのに、賛成者の意見がどうもあのバランスからいっても少なかったなという気がするんですが、やっぱりそういう時に、反対のほうがしやすいから意見は言いやすいかもしれないけども、少なくとも議員として多数決で原案どおり認めるならば、賛成した人の意見もきっちり載ってなきゃいけないのにどうも少なかったということがあって、ちょっとバランス的に原稿をだれが書いたかわからないのですけれど、察するに両方半々ずつ出したのかなというふうにも取れるし、そういう一つそれは、議会だよりの賛否がはっきりして出す場合の問題点というか課題になると思うんですけど。私はちょっとそんなふうに感じました。

委員長 ありがとうございます。

中野長勲委員 議会というのは最終的には行政の出したのものに対する中枢機関という簡単な考えがありますが、賛成反対の意見が報道機関にというような話の中で、やっぱり議員24人の中では、反対賛成は必ずあるはず。それをどこで討論をして市民にわかってもらえるか、訴えていくか、そういう場所がないような気がするね。特に会派別にはあるんだけど、会派の意見も通らないような状態もあるし、なかなか会派っていても一人会派もあるし。そういうところで反対賛成、出てきたものに対する反対賛成という討論をもうちょっと市民にわかりやすいような感じで、PRなりしていかなければいけないというのが議会の使命じゃないかと私は思いま

す。

小野光明委員 ちょっといいですか。討論の話だと、常々疑問に思っていたのは、本会議での討論というのはもう腹が決まった段階での討論であって、それを聞いて例えばどちらか判断しかねているというのを本当はもっと前でないとおかしいんだよね。特にやった側からすると、討論したってもう決まってるじゃんっていうね、本来ならば両方あっていいんですが、こういう言い方は失礼かもしれないけど、どちらでもゆれる人がいる中で、それを少しでもね、やはり賛否ある中で結果として、多数は結果ですからしょうがないですけど、そのための討論をやらないと、一番不思議なのはグレーっぽい人が何でそっちに行っただっていうところを、逆に言えば聞きたいんですね。明確に言ってる人はいいんだけど、あんたどっちなのよっていうね、でも、えっ賛成なのっていうのが割と逆にはっきり明確の側からされると、グレーの人が何で、最初は何か反対だと言ってたのにいつの間にか賛成みたいなね、ことでは困るなっていうのはすごく感じたので、そういう意味での討論はきっちりやってほしいという思いはあります。

中野長勲委員 それは委員会ではね、それは確かにできるかもしれない。委員会も議会の一つだと思うのだけれど、やっぱりその意見をお互いに議論をし合う場所、それが今までね、本会議は本当にセレモニーだから、それ前に議論をし合って、首長に聞くなりして、討論じゃなくて議論をしなきゃいけないという感じがします。議会の場で。

古厩圭吾委員 おれもね、基本的にはやっぱり議会であらゆることが見えなきゃいけないと思うだよ。いろいろね、どういう形で報告会を開くかとかそんなことは、実際にその、いや本会議はセレモニーじゃねえはずだ、本当の話言ってね。本会議こそ最終決定なんだから、その場でもっているんなことが出て当たり前だと思うし、本来はそこで一般質問なり代表質問を含めてそういう中で、いろんなことに対して理事者側はこういう考えのもとにこういう方向を出しているんだよということを言って、そういう方向を出したら、例えば市民の中にはいろんな立場の人がいるんだから、こういうことについてはどうするだいていう部分がねえと、あくまでその結論からくるだけじゃなくて、いろんな段階で全てそういう指摘をして、こういうことについてはどういう考えだいと、理事者はその程度の考えじゃおらは賛成できねえわなってことがあったっていいだろうし、そういうことも含めて一般市民の皆さんが普段考えていることを議場でもって見えるようにしていかないと、議会は全然機能してねえじゃんみたいなことを言われかねえと思うよ。だから議員なんていたっていいえっていいくらいなもんで、減員していくののほうがかかからねえでいいやみたいな話が賛成多数になっちゃうみたいなね。そうじゃなくて、議会では市民の思ってる心配事や問題点も明らかにしているよと、そういう現実があればね、おれは議員は胸を張っていいと思うだよ。何もAさんの意見を反映しなきゃいけないとか、Bさんの意見はどうだってそういうことじゃなくて、市民の聞いてくる声の中で自分もそうだと思うことは全部聞いてくりゃいいんだよって、おれは思う。そういうことを率直にやってみたら、みんな悟りを開いたような顔をして最後になって賛成だ反対だって、これだと一般の市民の皆さんはどうしてそうなっていったのか訳がわからないよ。どういうことだと、こういう話になっちゃうんじゃねえ。だからどんな形で市民の声を聞くとかが聞かねえとか、報告をどうするということよりも、本会議の内容そのものをどうしていくかっていうほうに結局おれはっちゃうと思う。

委員長 いいですか、今ちょっと関連して一言発言させていただいて。小野委員のおっしゃる部分も古厩委員のおっしゃる部分もまさにそうだと思うのですが、僕が議会で一番違和感があったのは、討論というものは1回

しかだめだと、討論一回の原則って、議員必携にも書かれています。その理由は、議員同士が感情的になるからいけないとそういう理由が書かれているんですが、小野委員がおっしゃるとおり、ただ賛成とかあげた議員の人もいるわけですね。自分が賛成反対の理由も表明せずに。そういう人たちとの、小野委員のおっしゃるその議論をして自分の意見に取り込みたいという作業がしにくい議会運営になっているところは、もし条例ができれば、そういう議会運営で討論の前に、松本市がやっている意見だとか、栗山町がやっている自由討議とかそういう場の設定をすれば、今みたいなところは、市民から見てもわかりやすくなって来るんじゃないかなと思うのですが。今みたいなのこういうやりとりをするだけでも全然違うと思うのですが。基本的に今の委員会運営と本会議運営は議員同士でできることはなかなかないですね。質疑とかはできますが、こういう意見、討論を戦わせるということとは。

小野光明委員 ちょっといいですか。委員会の中で言うと、逆に行政側が情報を出さなくて理解させるところで終わっちゃうということもあるね。結局行政からすると、言わないと出さないの持っている情報はこんなにあるんだけど、これだけ出して、聞いてくると答えるけど、逆にあんまり行政側はあんまり理解しているの突っ込まれておかしくなっちゃ困るから、あえて出さないみたいだね。結局委員会でも理解するのにえらい時間がかかって、結局消化しないと議論したり討論にならないから、行政からすると早く流してほしいという思い込みの上に、多分ああいうわざわざ説明は簡略にしているんじゃないかという、これは行政不信ということでもあります。結局そういう形にしておかないと、いろいろ手を突っ込まれて、議会でガチャガチャされたくないよという思いがどっかにあるからああいう形を取ってるのかなというふうに、うがった見方もかもしれませんが、本来なら委員会の中でちゃんとそういう議論ができるような形にすべきだとは思いますが、どうもこれまでのいろいろ委員会の審査等を見ていると、大体そういうことで行政側からの説明で、それをさらに理解して自分のものにして議論するとなると、時間が足りないのかなという思いを常々感じています。

中野長勲委員 委員会で討論することがあるけれど、塩尻の場合は委員会でするが、委員会ではなくて、全協をやれば何も関係ねえじゃん。全部全協でやればいいだ。

〔「全部本会議にすればいい」の声あり〕

中野長勲委員 全部本会議にすると、議員必携の中に。

古厩圭吾委員 そんなことは関係ねえじゃん。そんなことは何の関係もねえ。そんなことは勝手にそりゃあさ、あれだ。全部委員会をなくしゃえばいい。

委員長 そういう発想も一つですね。

中野長勲委員 今言いたいのは、全協では一方的に行政側の説明だけで終わっちゃってる、何もかも。そこである程度議論し、討論までいかどうかわからんけれど。場所と時間をとればね。多分できねえと思うな。

丸山寿子委員 それって自由討論になるわけですね。全協も委員会も、基本は行政への質問ってということだから、言われているような自由討論という場をつくるということとは。

鈴木明子委員 でもね、委員会では質問をやった後に討論は必ずあるわけだもんでね。そうじゃん。この前、さんざん質問のところで意見をいろいろ言っちゃったで、へえ討論はねえわって言った、うちの委員会の場合で言うとそういうことがあったわけじゃん。だから、委員会の運営というのは割と柔軟にできるところもあるもんで、くっきり分けてある場合と分けられない場合があるけれども、修正案とかが出た場合なんかは、分けてね、きち

んとやって、それで最終的に討論すればいいことなもんで、その間の質問したり、いろいろやりとりすることは、いろいろな幅を持ってやろうと思えばできると思うんだよね。その状態は、今はオープンにしているもんで市民の人たちも見ようと思えば見れるということではあるのだけだね。まあそれだからどうってこともないけど。それと、説明を簡略にしてという小野委員の話があったけど、あれは逆に議員の側が簡略にしる簡略にしるって求める場合もあるんだよね。

小野光明委員 求めるっていうそれぞれ感覚があると思うんですけど、いわゆる議案書があって、説明資料がある中で、本来なら予算の時に言ったのは、全部わざわざ聞いてくれて言われたけど、一通りプロセスがわかるような資料があるんなら1個ここに出してよと、直接部長と課長に言ったんだけど、いやそれは出せねえとかって言って、だから本来なら予算も決算もそうだけでも、事前に情報として入れておく部分とそこで説明を受けてっていうのと、考え方があるんですけど、その説明を簡略にするのか、もしくは事前にちゃんと情報を収集しておいて聞くのかで、また時間の配分等変わってくるので、そういう意味で簡略にというのは、時間が限られているので必要なんですけど、もうある情報をおれは逆に出してねえんじゃねえかという不信感があるので、やっぱり資料があるんだしたら一通り、予算なんだから出せよと言ったけど、いやそんなことはできねえって言ってしかられたんだけど。

中原輝明委員 ちょっといいか。今の関連で。ちょっと正副議長にお願いしたいが、この今の問題はどういう感じで聞いているか知らんけれども、会議の時にちゃんとペーパーで出てくるわ、事項が。その内容を見て、皆さんは事務局長とこれについてはこれだけの資料をそろえなきゃだめだよというそういう感覚になったことがあるか。それをやると今のような話は出ねえだよ。正副議長がその議題を見た時に、これについては資料がどの程度まで必要だと、事務局長とやって。おれはやったよ、この部分はおれはわからんでこの部分は出せと、書類は、資料で出せと。そういう要請をびしゃっとしねえと、ただ見てうんそうじゃだめだよ、議長ってものは。正副議長におれは言うが。見た内容を精査して、この議題についてはどういうものが必要か、議長としてはこれだけちゃんと出さなきゃだめだよって判断はするか、相談してやらなきゃ。そのくらいのことしなきゃだめだよ。

塩原政治委員 前と違って今は事前配付しますから、その中で見てもらって、議案に対して不思議な場合は申し出てもらえば、それは市長部局に要求します。出たものに対しては、今は局長とは打ち合わせはしていません。だから。

中原輝明委員 おれの言うのはいいかい、出たでいいじゃなくてさ、もう少しおれの言っているのは間違ってるかどうか知らねえが、自分が見て出たでいいじゃなくて、これだけでいいか、その次のやつがまだ必要かってことを判断しなきゃいけないじゃない、中を見て。やってるでいいって、ただ出ているでいいじゃなくて、あんた、みんな説明できないでしょう。わからないよ。議長というのはある程度わからなきゃいけないでな、内容は。

塩原政治委員 いやいや、出たでいいじゃなくて、基本的には事前配付しているから、その中でほかの情報を持っている人がいれば、こういう資料を出してくださいというのが普通だと自分は思っています。

中原輝明委員 いや普通かもしれないが、議長としてのやっぱり資質があるじゃん。自分が見てこれだけのものが必要だと、自分が見てさ。そういうふうに判断できるじゃないか。

塩原政治委員 いやおおむね。

中原輝明委員 だからそれをやってるかいねえかて、やってなきゃやってないでいいじゃん。

塩原政治委員 やってない。

中原輝明委員 しかしそれはやる必要がある。それは、そのくらいのことやったっていいさ。

委員長 ということですが、よろしいですかまたじゃああの。その辺は議長の裁量で、必要かどうかについてはまた議論を、当委員会では一応記録に残したということで進めたいと思いますが。

古厩圭吾委員 ちょっといい。今の線でせ、委員会の内容が市民の皆さんのところには実質的にはほとんどわかってないわけだ、傍聴に来た人以外は。それで、例えば委員会の部分を録画したり、そういうことが可能かということだ。例えば委員会一日に1個きりやらねえんだから、ダブることはねえわけだ。だからかなり考えれば可能だと思うけど。どうでもって言えば本会議場使ったっていい。録音したりそういうことをするためによければ、そういうことも含めて検討してさ、いかに市民に知らせていくかってことだと思うだよ。委員会では結構細かい話までしっかりして、それである種の理解を深めた上で判断しているのが現実だと思う。だからそれを信頼するから本会議場使ったって、ある面では結論出ているじゃんみたいに言われかねえんだけど、だから委員会審査の模様をいかに市民に知らせられるかということを考える必要があるんじゃないかね。情報公開できれば。

中原輝明委員 一番最高なことだ。ぜひやってほしい。

委員長 それが必要じゃないかと思うのですが。

古厩圭吾委員 本会議場だって上手に使えばできると思うよ。

中原輝明委員 委員会のそれを流せば立派だわ。

丸山寿子委員 全国初になる。

古厩圭吾委員 塩尻の独自性は発揮できるがね、どこにもないで。

中原輝明委員 いいなあ、大賛成だ。

塩原政治委員 それはまたこの論議と違ってくるんですけど、また検討して。

委員長 今出た意見は、いずれにしろ、委員会の模様をそのまま市民の方が見たほうが納得というか、例えば小野委員のおっしゃっている部分が、やっぱり、行政側のほうが資料が足りないって市民が思ったら、違う意味で市民が行政側に対して何らかのアプローチをするでしょうし、そういう部分っていうのは、納得って言うか、説明しにくいので。

中原輝明委員 それは質問しねえ人が、4年間しない人が委員会のやつを出せばしっかりしてくる。ぜひやってくれや。

委員長 ちょっと、もし条例に書く前のことでも議運に諮ったりということがあれば少しまとめて、委員会がある程度、議論ができてきた段階で議長を通じて正副委員長も出席して議運にこういうことをお願いしたいという形でやろうかなと、まだ私の個人的見解ですが。どうですかね、脱線して恐縮ですが。ここで。いいですか。

塩原政治委員 それに対してはかつて青柳充茂議員、それから永井泰仁議員の連名で議長に対して申し立てがありました。議会だけで議運じゃなくて、あれをやった記憶があります、全協を。市の職員、行政を除いて。それはあくまでも事前審査に入らないので自由な議論ができる。だからそういう場を設けておりますので、ぜひまたそういう形では委員さん2人なり3人で要請いただければ開きます。

委員長 ちょっとまた違って、ここで出てきた議論で条例の文章にする前に議会運営に反映できることがあれ

ばという、そういう部分でお願いします。時間もあれなのでちょっと戻して、ほかに議会とはというところ、ちょっといろいろ多方面に意見が出ましたが、せっかくですのでまだ発言なさっていない副委員長なり、副議長なり、何かあれば。

中原巳年男委員 まあ大体言い尽くしてる。

委員長 ではよろしいですか。

地方分権について

委員長 この辺でまとめ、ただきょうどうしてもあと済みません、2つだけどうしてもこれやっておきたいということがありまして、ちょっと議題からははずれるんですが、ちょっと地方分権についてはまた後にしまして、反問権とあと住民投票ですが触れてなくて、ちょっとこれを入れてから会派のほうへ戻したいと考えていますので、せめて反問権だけは少し皆さんの意見をお聞きして会派へ戻したいと、最低でも。できれば住民投票のことも少しお話を聞きしたいと思うのですが。

中原巳年男委員 反問権だけにしましょう。

委員長 じゃあ反問権だけちょっと、済みません、私が議題に入れなかったのですが。反問権について、少し定義だけさせてください。現在の塩尻市議会でも趣旨等を確認する反問権は事実上認められているということで、議長よろしいですかね、事実上認めてきた。

塩原政治委員 ただ、あれははっきり言うと反問権ではないね。

委員長 ではなくて、趣旨確認ですね。ここで言う反問権は、ちょっと具体的な例がいいかわかりませんが、例えば市に対して何らかの要望をする。例えば子供の医療費を中学生まで拡大しろと言った時に、じゃあ議員は何を根拠に言っているのですかと、市長側が反問するなり、どういう根拠とかなぜそんなことを言うんだということを、逆に答えるというような場合に反問権ということで、それについて皆さんでどんなお考えなのかお聞きしたいと思いますが、御発言をぜひ積極的にいただきたいと思いますが、どうですか。たまにはどうですか、副委員長。

副委員長 以前に議会改革の段階では事故的に、交通事故みたいな感じで市長がプツンして反問するということがあってはいけないので、趣旨の確認に限定したものは明文化していくというふうに、私は覚えがあるのですが、反問権の範疇を逆に限定する意味で入れておいたほうがいいのかなど。

委員長 逆に入れて限定しておいたほうが濫用されないと。

副委員長 何か突発的に何かしそうな気もする。

古厩圭吾委員 いや議員が答えるって、執行権もねえものがね、反問権に答える必要性なんか何にもない、とおれは思ってる。我々がものをできるならね、反問されて、それについては予算はどうやってと言わなきゃいけないだろうけども、そういう次元と次元が違ってると思ってる。だからもし相手が反問しても答えないと私は思ってる。ですから、そんなことは認める必要は一切ないんだと思ってる。今は少なくとも趣旨は聞いていることなので、その辺の範囲が今、よその行政体で問題になっているのはそのくらいの反問権という位置づけで言うんじゃないか。だからそこ以上の話なんか執行権のねえものが言うべきことじゃねえよ、そんなもの。こういうことをやってほしいって言ったら、そのたんび反問権を使われたらどうするだい、何にもできねえじゃん、それ

じゃね。予算がないで、できません。あんたどうやって予算確保するだい、なんて言い出されりゃ何もできないじゃん。

中野長勲委員 でも結構今まで基本条例つくっているところは反問権を認めているところがあるじゃんかいね。その辺のところはどんなところまで反問権を認めているのかと。今言う、趣旨確認くらいの反問権なのか、今言う、執行権まで与えられるくらいの反問権なのか。

委員長 栗山では3回しか出てなくて、事例はあるのですがちょっと時間がかかるな。例えばあったのは、どいう趣旨で聞きたいのという聞き方が多いですね。

中野長勲委員 それは趣旨確認。

塩原政治委員 完全にね、反問権をやっているところは自分が行った中では1市しかない。それも反問権ってやってるだけで、結局市長が使ったことはないという。結局反問権でやると、一つの質問に対していろんな趣旨の反問をしてくると、それだけでもう終わってっちゃう可能性もあるし、要するに言おうとすることが言えなくて違う方向に誘導される可能性があるということで、ほとんどのところは、少なくとも自分たちが視察したところのほとんどのところは、反問権は単なる趣旨の確認とかいったものの確認、要するに確認だね、だけだと思えます。

中野長勲委員 だけど反問権の言葉を、文言を入れるとね、これはそれなりきに使っても使われてもしょうがねえと思うよ。

塩原政治委員 だで、他のところはみんなそういう例えば説明のためとかね、こういうことのためとか、みんな入ってるだ。

中野長勲委員 松本もそうかい。

塩原政治委員 松本もそうだ。

小野光明委員 そもそも、個人的な印象ですが、質問してもわざわざずらして答えている印象がある中で、さらに反問したらさらにぶれるっていうね、ことがあって、何度聞いてもわざわざずらすし、わざわざ趣旨を変えて答えているっていうふうな口実になるのはまずいなって思いは常々します。だから、しっかり事前にすり合わせしてこういうことだよって言ってもわざわざずらす答弁を持ってくるというのは往々にしてあるので、そこにまた反問権になると、もう答えなくていいというか、わざわざさらに答弁がずれるという感覚なので、認めてしまおうとちょっと怖いなという思いはします。

委員長 ほかにどうですか。

丸山寿子委員 私は明記して、確認ということを明記してやっぱり反問権は入れたほうがいいと思います。

委員長 ありがとうございます。やはり、首長さんの使い方がわからないというところがまだ現状なのかなというところが実際のところですし。

鈴木明子委員 今古厩委員も言われたけれども、例えば反問権を入れてね、使えるっていうふうにしてそういう行使をした場合に、私たち議員の立場でじゃあどの法律のどの条項にこういうことがあって、こうだからこうっていうようなことをやるには、やっぱり議会事務局の体制というものが伴っていかないと、できない相談になっていくっていう話で、議事機関っていうところから考えるとね、そういう必要はないんじゃないかと思う。そこまで議会事務局体制を立派にしてもらって、それを受けて立つぞっていうような関係に議会と市長がなること

が市民にとって有益かというふうには思えないと言うか、趣旨がわからなければ遠慮なく聞き返してくださいという程度のやつでいいんじゃないでしょうか。

委員長 ありがとうございます。ほかにございますか。よろしいですか。御発言なさっていない、会派に一応戻す手前ですので、せっかく、もし良かったら、私も少し意見表明だけしておいていただくと、委員長としても大変ありがたいのですが。反問権に対して、多分焦点になると思いますので、一応条例等については。

中原輝明委員 まあいいじゃねえか、進みましょう。

委員長 いいですか。一応きょうは済みましたので、この辺で終わりたいと思いますが、会派にこれ、一応ここまでの議論、フリートークと言うか、ここ3回ぐらいですか、の議論をこういうふうには事務局でまたまとめさせていただきまして、これを会派に戻っていただいて各委員の皆さんで、これを材料にいろいろ話をしてくてください。ちょっと単純に申し上げると宿題になります。次回6月議会が終わりましてから委員会を開催してそれを持ち寄って、ある程度、さらにほかの議員の皆さんの御意見を聞いてフレームワークというか、素案のたたき台のたたき台を出していきたいと思いますので、お手数ですがよろしく願いいたします。期日のほうを決定したいと思いますが、6月23日が最終日ですので、どうしましょうか。

中原輝明委員 そんなもの7月に入ったっていいじゃねえか。

委員長 いや、6月中には1回開きたいと思います。先延ばしになりますので、多分もう1回ぐらいどうしても時間がこういうふうにかかりますので済みません。早めに行きたいと思いますが。

中原輝明委員 そんなにやらなくても6月が終わって、7月の初めでいいじゃねえか。

委員長 もしくは7月の初め。

中原輝明委員 そのくらいでよかねえ。希望はいつだ。

委員長 ちょっと事務局でまた。じゃあ済みません、日程は一任でいいですか。ちょっと事務局、今。

中原輝明委員 相談してやってくれや。

委員長 そうですね、じゃあ、お願いします。定例会中は難しいかもしれませんが、必ず次の委員会までに会派内でお時間を取っていただいて、こういう議論をしてきたと、ついては議員の皆さんの意見を聞かせていただきたいという時間を取って、できるだけ意見を吸い上げてきて、委員会でもいいものにしたいと思いますので。資料はこちらで用意して。

中野長勲委員 いつできるだ、資料は。

委員長 資料はですね、どうですか、事務局。

塩原政治委員 開会前で。でなきゃせっかく集まるのに明けじゃ困るでしょう。

委員長 そうですね、じゃあ開会前に、できれば4日にお渡しするようにしたいと思いますのでよろしく願いします。

中原輝明委員 そんなに慌てなくてもいいわ。質問に入ったってな。事務局の都合もあるでしょうに。

委員長 そうですね、一般質問が終わって。なかなか集まる機会がないものですから。

じゃあそんな形でよろしく願いします。じゃあ何か事務局からございますか。いいですかね。じゃあ長時間にわたりありがとうございました。

議長、最後ごあいさつは。いいですか。じゃあこれで第5回の委員会を。そうですね、一応ごあいさつを。済

みません、よろしく申し上げます。

議長あいさつ

議長（塩原政治委員） どうもきょうは大変長い間御苦労さまでございました。これからだんだん佳境に入っていくと思いますので、またいろいろな面で皆さんに御協力いただきながら、12月に向けてがんばっていきたいと、そんなふうに思いますのでよろしく申し上げます。本日は御苦労さまでした。

午後4時03分 閉会

平成22年6月1日（火）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

塩尻市議会基本条例特別委員会委員長 金子 勝寿 印